

業 務 概 況

令和 7 年版



国 土 交 通 省
九州運輸局 長崎運輸支局

目 次

I. 管内の概要	
1. 長崎県の概要	1
2. 長崎県の運輸の概要	1
3. 長崎県の観光の概況	5
II. 総務企画関係業務	
1. 海事思想普及の取組の概況	7
III. 運航関係業務	
1. 一般旅客定期航路事業の概況	8
2. 旅客不定期航路事業の概況	11
3. 人の運送をする内航不定期航路事業の概況	11
4. 内航海運事業の概況	12
5. 不開港場寄港及び沿岸輸送特許業務の概況	12
6. 港湾運送事業の概況	13
IV. 船舶関係業務・船舶検査関係業務	
1. 造船事業の概況	14
2. 船舶登録の概況	14
3. 船用工業の概況	15
4. モーターボート事業の概況	15
5. 船舶検査関係事務の概況	16
V. 船員関係業務	
1. 船員関係業務の概況	17
2. 船員職業安定関係業務の概要	17
3. 船員法・職員法関係業務の概況	18
4. 水先関係業務の概況	18
VI. 運航労務監理官関係業務	
1. 運航労務監理官関係業務の概況	19
2. 船舶の安全運航・船員労働の監督業務の概況	19
3. 船舶の安全運航のための安全啓発業務の概況	20
VII. 外国船舶監督関係業務	
1. 外国船舶監督関係業務の概況	21

VIII. 輸送関係業務	
1. 乗合バス事業の概況	2 2
2. 貸切バス事業の概況	2 3
3. タクシー事業の概況	2 4
4. レンタカー事業の概況	2 8
5. トラック事業の概況	2 9
IX. 自動車登録関係業務	
1. 自動車登録の概況	3 0
X. 自動車検査・整備・保安関係業務	
1. 自動車検査業務の概況	3 2
2. 自動車整備事業関係業務の概況	3 2
3. 街頭検査に関する実施状況	3 3
XI. 関係団体一覧	3 4
XII. 支局概要	
1. 管轄業務管轄図	3 7
2. 沿 革	4 0
3. 組織図	4 3
4. 支局・事務所所在地	4 4

1. 長崎県の概要

長崎県は、九州の西北部に位置し、東西 213km、南北 307km におよぶ県域であり、総面積 4,131.21km²(令和 7 年 10 月 1 日現在)は平坦地に乏しく、いたるところに山岳、丘陵が起伏し、海岸線は多くの半島、岬と湾、入江から形成されている。海岸線の延長は 4,167km(令和 6 年 3 月 31 日現在)におよび、北海道につぎ全国第二位(北方四島を除くと第一位)の長さとなっている。

長崎県は明治 22 年に市町村制がしかれた当時は、長崎市 1 市のほか 15 町、289 村あったが、その後、新市の誕生や町村合併などにより、平成 22 年 3 月 31 日から、13 市 8 町となっている。

令和 7 年 12 月 1 日現在の推計人口は、1,233 千人となっており、そのうち長崎市 383 千人、佐世保市 227 千人、諫早市 130 千人となっており、令和 6 年 12 月 1 日の 1,249 千人より 16 千人減少している。

2. 長崎県の運輸の概要

鉄道・軌道

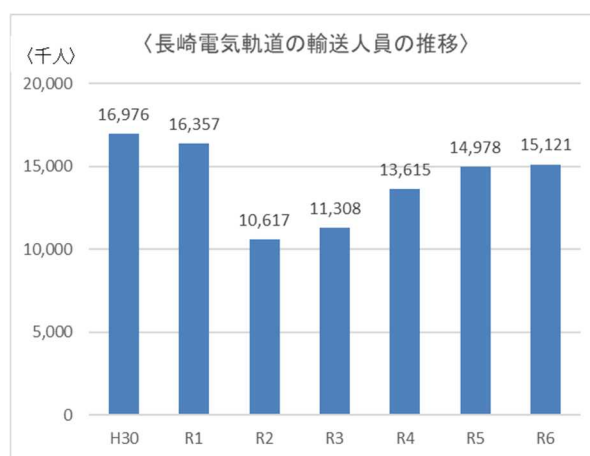
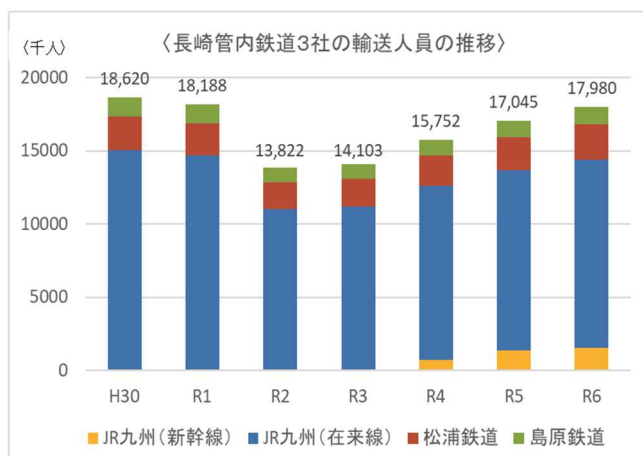
長崎県には九州旅客鉄道(JR九州)の長崎本線、佐世保線、大村線の 3 路線のほか、民営の島原鉄道、第三セクターの松浦鉄道及び民営の長崎電気軌道の路面電車が運行されている。

令和 4 年 9 月 23 日の西九州新幹線開業に併せて、長崎線(江北～諫早間)を上下分離。令和 6 年 2 月には鉄道事業再構築実施計画の認定を受け、利用者の利便の確保に関する取組を行うこととされている。

また、長崎駅・諫早駅・新大村駅周辺で再開発が進められるとともに、長崎では長崎駅から浦上駅までの高架化がされ、交通渋滞や交通事故の解消のための整備が行われた。

松浦鉄道、島原鉄道は、地域に密着した公共交通機関として通勤・通学に重要な役割を果たしており、定期券利用者も多い。長崎電気軌道は、長崎市内の通勤・通学の交通機関として利用されるとともに、観光客の移動手段としても利用されている。

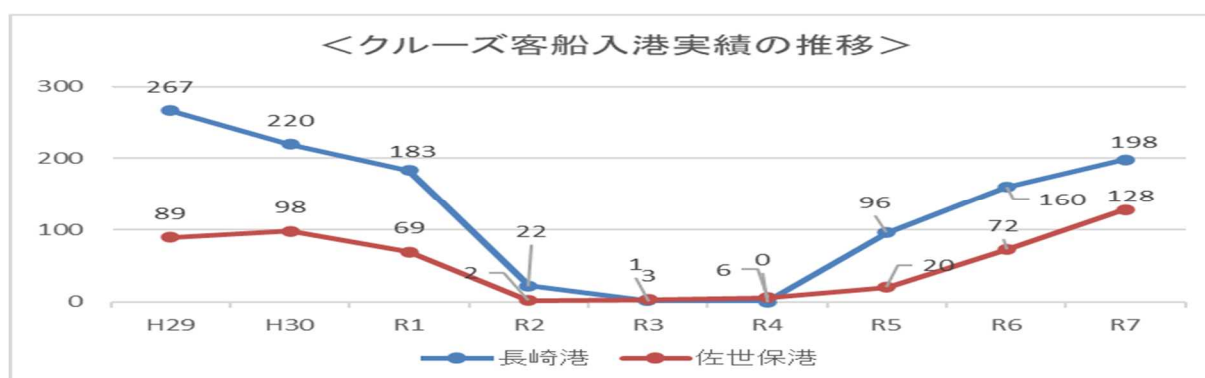
令和 6 年度の実績は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあったが約 9 割まで回復している。



港 湾

長崎県は、地理的な自然条件から 4,171km の長大な海岸線に、重要港湾 5 港（長崎港、佐世保港、福江港、郷ノ浦港、厳原港）・地方港湾 77 港・56 条港湾（港湾区域の定めのない港湾）22 港を数える全国有数の港湾県であり、また、232 港の漁港のうち、離島等に存在する漁港は水産業の根拠地としての機能と外部を結ぶ定期便が発着する生活基盤としての役割を果たしている。

長崎港は平成 23 年 11 月に対岸諸国（中国・韓国・ロシアなど）との経済発展を我が国の成長に取り込むことなどを目的とした日本海側拠点港のうち「外航クルーズ（定点クルーズ）」の拠点港に、佐世保港は平成 29 年 1 月に「官民連携による国際クルーズ拠点」を形成する港湾にそれぞれ選定され、佐世保市浦頭地区に整備された国際クルーズ拠点ターミナルビル「佐世保クルーズセンター」が令和 6 年 6 月からクルーズ船の受け入れを開始した。令和 7 年の外航クルーズ船の寄港数は、長崎港 198 隻（前年 160 隻）、佐世保港で 128 隻（前年 72 隻）と増加している。

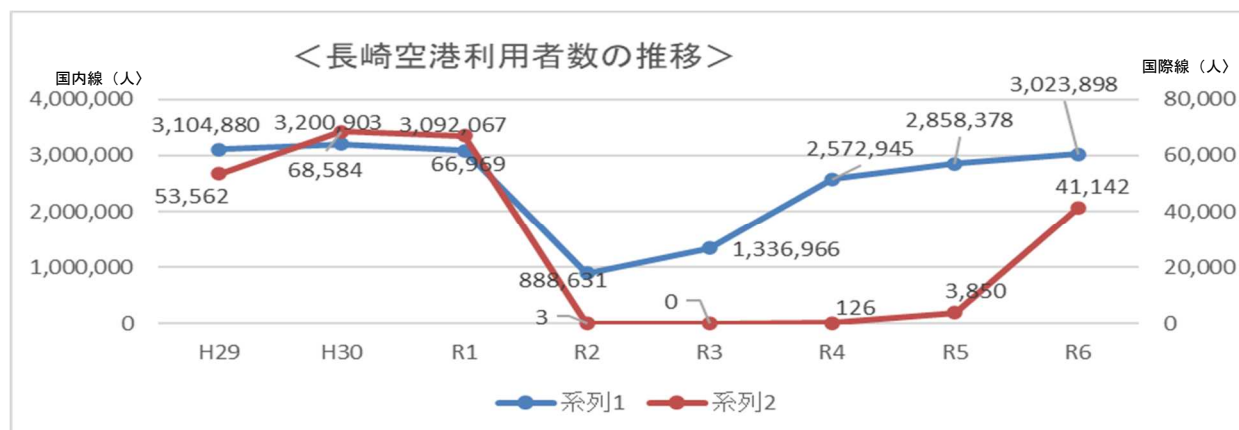


空 港

長崎県内には、昭和 50 年に世界初の海上空港として開業した長崎空港のほか、多くの離島を要する地勢から福江空港、壱岐空港、対馬空港の計 4 空港に定期便が就航し、全国の主要都市及び本土と結ぶ航空網を形成している。

国内線利用者については 2023 年ウインターダイヤからの羽田線の増便による効果もあり、年間を通して順調に推移した。国際線については中国東方航空による上海線が通年運航したことに加え、10 月に大韓航空によるソウル線が運航再開したことから、前期と比べ旅客数が増加した。

その結果、利用者数は国内線・国際線合わせて 306 万 5,040 人で、前期比 7.1%（20 万 2,812 人）の増加となった。



資料：長崎県『航空利用の概況』から作成

《地域公共交通の概況》

地域公共交通は、地域住民の通勤、通学、買い物、通院といった日常生活に必要な移動を支えるとともに、まちの賑わいの創出や、国内外の観光客を含む地域内外の交流人口の増加等を通じ、地域経済を支える機能も有している。

しかし、近年の人口減少や高齢者の運転免許の返納、運転手不足の深刻化、公的負担の増加等により、公共交通の維持は困難となっており、地方公共団体が主体となって、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することがますます重要となっている。

地域公共交通活性化再生法の改正が令和2年11月に施行され、地域の社会・経済の基盤となる「地域公共交通計画」の作成や実施について、地方公共団体の「努力義務」と定められた。

地域公共交通活性化再生法の制定・改正の変遷

平成
19年
制定

- ✓ 市町村が主体となって幅広い関係者が参加する協議会を設置
- ✓ 「地域公共交通総合連携計画」の策定を通じて、地域公共交通の維持・確保や利便性向上に取り組むことを促進する制度を整備。

平成
26年
改正

- ✓ ①まちづくりと連携（コンパクト・プラス・ネットワーク）、②面的な公共交通ネットワークの再構築を図るため、「地域公共交通網形成計画」を法定計画として規定。
- ✓ 地域の交通圏の広がりにあわせて、市町村をまたぐ広域的な地域公共交通網の形成を進めるため、計画作成主体に都道府県を追加。
- ✓ バス路線の再編等を実施する「地域公共交通再編事業」を創設し、その実施計画について国が認定し、法律・予算の特例措置を適用することにより、計画の実現を後押しする制度を整備。

令和
2年
改正

- ✓ 地域公共交通網形成計画を「地域公共交通計画」と改め、地方公共団体の作成を努力義務として規定。
- ✓ 「地域旅客運送サービス継続事業」、「地域公共交通利便増進事業」等を創設し、地域における移動手段の確保や地域公共交通の充実を図る制度を整備。
- ✓ 併せて、独占禁止法特例法により、乗合バス事業者間等の共同経営について、カルテル規制を適用除外する特例を創設

令和
5年
改正

- ✓ 目的規定に、地域の関係者の連携と促進を追加し、国の努力義務として、関係者相互間の連携と協働の促進を追加。
- ✓ ローカル鉄道・バス・タクシー等の地域交通の再構築に関する仕組みを創設・拡充し、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通への再構築（リ・デザイン）を推進。
- ✓ 自治体と交通事業者が、一定の区域・期間について、交通サービス水準（運行回数等）、費用負担等の提供を締結して行う「エリア一括協定運行事業」を創設。

地域公共交通計画のポイント

○「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープラン

- ・ 全ての地方公共団体に対して作成の努力義務
- ・ 地方公共団体が、地域の関係者を構成員として組織する「法定協議会」において協議を行い地域公共交通計画を作成

計画のポイント

- ◆ **地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保**
 - ・ 公共交通をネットワークとして捉え、**幹線・支線の役割分担の明確化**
 - ・ ダイヤや運賃等のサービス面の改善による利用者の利便性向上
 - ◆ **地域特定に応じた多様な交通サービスの組合せ**
 - ・ 従来の公共交通サービスに加え、**地域の多様な輸送資源**（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）を**最大限活用**
 - ・ MaaSの導入等、新たな技術を活用した利用者の利便性向上
 - ◆ **まちづくり・観光振興等の地域戦略との一体性の確保**
 - ・ コンパクトシティ等の**まちづくり施策との一体的推進**
 - ・ 観光客の移動手段の確保等、観光振興施策との連携
 - ◆ **住民の協力を含む関係者の連携**
 - ・ 法定協議会において、住民や交通事業者等の地域の関係者と協議を行い作成
- ⇒ 地域の移動ニーズに合わせて、地域が自らデザインする交通へ



- ◆ **利用者数、収支、行政負担額などの定量的な目標の設定と毎年度の評価・分析等の努力義務化** ⇒ データに基づくPDCA

地域旅客運送サービス

公共交通機関



管内の地域公共交通会議・地域公共交通活性化協議会の設置状況等

R7.12現在

市町名	地域公共交通会議	地域公共交通活性化協議会	交通計画の策定状況	計画期間
長崎県	—	長崎県地域公共交通活性化協議会	○	R5.4～R8.3
長崎市	長崎市公共交通活性化協議会		○	R3.8～R8.3
佐世保市	佐世保市公共交通会議	佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会	○	R7.4～R12.3
島原市	島原市公共交通会議		○	R5.4～R10.3
諫早市	諫早市地域公共交通協議会		○	R5.4～R10.3
大村市	大村市地域公共交通会議		○	R6.4～R11.3
平戸市	平戸市愛の交通活性化委員会		○	R7.4～R12.3
松浦市	松浦市地域公共交通活性化協議会		○	R4.4～R9.3
対馬市	対馬市地域交通検討委員会	対馬市地域公共交通活性化協議会	○	R6.4～R13.3
壱岐市	壱岐市地域公共交通活性化推進協議会		策定中	—
五島市	五島市地域公共交通活性化再生協議会		○	R4.4～R9.9
西海市	西海市地域公共交通活性化協議会		○	R5.4～R10.3
雲仙市	雲仙市地域公共交通協議会		○	R5.8～R10.3
南島原市	南島原市地域公共交通活性化協議会		○	R6.7～R11.3
長与町	長与町地域公共交通会議	—	—	—
時津町	—	—	—	—
東彼杵町	東彼杵町地域公共交通活性化協議会		○	R5.4～R10.3
川棚町	川棚町地域公共交通活性化協議会		○	R6.4～R11.3
波佐見町	波佐見町地域公共交通会議	波佐見町地域公共交通活性化協議会	○	R7.4～R12.3
小値賀町	小値賀町地域公共交通会議		○	R5.4～R10.3
佐々町	—	佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会	○	R7.4～R12.3
新上五島町	新上五島町地域公共交通会議	新上五島町交通ネットワーク促進協議会	○	R5.4～R10.3

3. 長崎県の観光の概況

長崎県は、海外との交流、被爆体験による歴史文化や独自の食文化など観光資源が豊富で、国内外からの観光客を引き付けている。また、世界遺産の「明治日本の産業革命遺産」と、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」に加え、「出島表門橋架橋」などの新たな観光資源を付加するなど、県内各地域が観光資源を磨きなおし、魅力的な観光まちづくりに取り組んでいる。

令和5年は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により旅行需要が低迷した時期があったものの、県や市町の旅行割引や令和4年10月以降に実施された全国旅行支援の効果などから、観光客延べ数は、去年から146万人増の3,081万人(対前年比5.0%増)となった。

また外国人観光客(宿泊客)についても、令和2年以降新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けてきたものの、令和4年6月からは段階的に受入れを再開し、さらに10月以降は大幅な水際措置の緩和がなされたことに伴い、回復傾向がみられた。延べ宿泊者数は、昨年から18.8万人増の73.2万人(対前年比+134.5%)となった。



自治体名	主な観光関係施策	
長崎市	・(一社)長崎国際観光コンベンション協会が日本版 DMO(地域 DMO)に認定 ・JNTO認定「外国人観光案内所」設置(長崎駅、出島ワープ) ・浜んまち 免税一括カウンター設置 ・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産(大浦天主堂 他) ・明治日本の産業革命遺産(小菅修船所跡・端島炭鉱・旧グラバー住宅 等) ・観光立国ショーケースとして、釧路市、金沢市と共に選出 ・地域資源を活用した観光地魅力創造事業(H27・28 年度)選定 ・広域観光周遊ルート形成促進事業における広域観光拠点地区(大浦天主堂・軍艦島)認定 ・MICE 施設「出島メッセ長崎」が開業 ・長崎市がモナコ・上海とともに世界新三大夜景に認定 ・日本遺産「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」	H30.3 登録 H28.2.1 H30.7 世界文化遺産登録 H27.7 世界文化遺産登録 H28.1.29 H27.6.26 H27.6.12 R3.11.1 R3.11.19 R2.6.19 認定
佐世保市	・(公財)佐世保観光コンベンション協会が日本版 DMO(地域連携 DMO)に認定 ・佐世保港が「官民連携による国際クルーズ拠点」を形成する港湾に選定 ・JNTO認定「外国人観光案内所」設置(佐世保駅) ・佐世保港国際ターミナル(葉港テラス)完成 ・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産(黒島の集落) ・広域観光周遊ルート形成促進事業における	H29.11 登録 H29.1.31 H27.2.21 H30.7 世界文化遺産登録 H27.6.12
	広域観光拠点地区(九十九島パールシーリゾート)認定 ・「海風の国」佐世保・小値賀観光圏 【認定期間: H25.4.1～H30.3.31、認定期間更新: H30.4.1～R5.3.31 構成自治体: 佐世保市・小値賀町】 ・日本遺産「日本の磁器のふるさと肥前 ～百花繚乱のやきもの散策～」 【対象地域: 佐世保市・平戸市・波佐見町・佐賀県(唐津市・伊万里市・武雄市・嬉野市・有田町)】 ・日本遺産「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～」 【対象地域: 佐世保市・呉市・横須賀市・舞鶴市】	H28.4.25 認定 H28.4.25 認定
島原市	・(株)島原観光ビューローが日本版 DMO(地域 DMO)に認定 ・広域観光周遊ルート形成促進事業における広域観光拠点地区(島原温泉・島原半島ジオパーク) ・島原半島が世界ジオパーク認定 ・(一社)島原半島観光連盟が日本版 DMO(地域連携 DMO)候補法人登録 ・九州オルレ 島原コース	R2.1 登録 H21.8
大村市	・JNTO認定「外国人観光案内所」設置(長崎空港)	
平戸市	・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産(平戸の聖地と集落(春日集落と安満岳・中江ノ島)) ・九州オルレ 平戸コース ・日本遺産「日本の磁器のふるさと肥前 ～百花繚乱のやきもの散策～」 【対象地域: 佐世保市・平戸市・波佐見町・佐賀県(唐津市・伊万里市・武雄市・嬉野市・有田町)】 ・(一社)平戸観光協会が観光地域づくり法人(地域 DMO)に認定	H30.7 世界文化遺産登録 H28.4.25 認定 R3.3.31 登録
対馬市	・日本遺産「国境の島 壱岐・対馬・五島 ～古代からの架け橋～」 【対象地域: 対馬市・壱岐市・五島市・新上五島町】	H27.4.24 認定
壱岐市	・家族の時間づくりプロジェクト拡大推進事業【対象地域: 壱岐市のみ】 ・日本遺産「国境の島 壱岐・対馬・五島 ～古代からの架け橋～」 【対象地域: 対馬市・壱岐市・五島市・新上五島町】	H27.4.28 選定 H27.4.24 認定
五島市	・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産(奈留島の江上集落・久賀島の集落) ・日本遺産「国境の島 壱岐・対馬・五島 ～古代からの架け橋～」 【対象地域: 対馬市・壱岐市・五島市・新上五島町】	H30.7 世界文化遺産登録 H27.4.24 認定
雲仙市	・広域観光周遊ルート形成促進事業における - 広域観光拠点地区(雲仙温泉・島原半島ジオパーク) ・島原半島が世界ジオパーク認定	H27.6.12 認定 H21.8
南島原市	・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産(原城跡) ・広域観光周遊ルート形成促進事業における - 広域観光拠点地区(小浜温泉・島原半島ジオパーク) ・島原半島が世界ジオパーク認定 ・九州オルレ 南島原コース	H30.7 世界文化遺産登録 H27.6.12 認定 H21.8
東彼杵郡 波佐見町	・日本遺産「日本の磁器のふるさと肥前 ～百花繚乱のやきもの散策～」 【対象地域: 佐世保市・平戸市・波佐見町・佐賀県(唐津市・伊万里市・武雄市・嬉野市・有田町)】 ・(一社)波佐見町観光協会が日本版 DMO(地域 DMO)候補法人登録	H28.4.25 認定
北松浦郡 小値賀町	・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産(野崎島の集落後) ・「海風の国」佐世保・小値賀観光圏 【認定期間: H25.4.1～H30.3.31、認定期間更新: H30.4.1～R5.3.31 構成自治体: 佐世保市・小値賀町】	H30.7 世界文化遺産登録
南松浦郡 新上五島町	・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産(頭ヶ島の集落) ・日本遺産「国境の島 壱岐・対馬・五島 ～古代からの架け橋～」 【対象地域: 対馬市・壱岐市・五島市・新上五島町】	H30.7 世界文化遺産登録 H27.4.24 認定

1. 海事思想普及の取組の概況

「海」に対する国民の理解と認識を高める目的で設けられた7月の「海の月間」を中心に、海事思想普及のため様々な活動を行っている。

これらの取組は、海運・造船などの海事産業で若年労働者不足が深刻化していることから、次世代を担う子供たちに海事産業への理解を深めてもらい、将来の海事に携わる人材の育成を目的とする取り組み「次世代人材育成推進事業」を兼ね、小・中学生を対象に造船所施設等の見学会などを開催している。

なお、平成29年3月に小中学校社会科の学習指導要領が改定され、海事産業が果たす重要な役割について、令和2年度から全国の小学校で、令和3年度からは全国の中学校で社会科の授業内容に盛り込まれることになった。

年 月 日	開 催 内 容	参 加 者	概 要
R7.7.1～8.1	長崎港「海の日」小学生 図画コンクール作品展	応募作品 482 点	長崎市内の小学生を対象に海に関する図画を募集。優秀作品を長崎港ターミナルに展示
R7.7.24 R7.7.21	「海の日」記念式典 海事功労者表彰式	長崎地区受賞者 13 名 佐世保地区受賞者 4 名	海事功労者の表彰式
R7.8.27～9.7	第 62 回中学生海の絵画 コンクール作品展	出展作品 26 点	受賞作品及び佐世保管内の中学生からの応募作品を佐世保市博物館島瀬美術センター内に展示
R7.9.17	海事産業見学会	天城町立天城中学校（2 年生）24 名 同校教諭 4 名	造船所見学
R7.10.17	海事産業見学会	長崎市立野母崎小学校（3 年生）17 名 同校教諭 2 名	造船所見学
R7.11.27	海事産業見学会	佐世保市立福石小学校（5 年生）28 名 同校教諭 2 名	造船所見学、佐世保港内クルーズ

長崎港「海の日」図画コンクール
優秀作品展示



第 62 回中学生海の図画コンクール
展示



海事産業見学会



「海の日」記念式典

長崎地区



佐世保地区

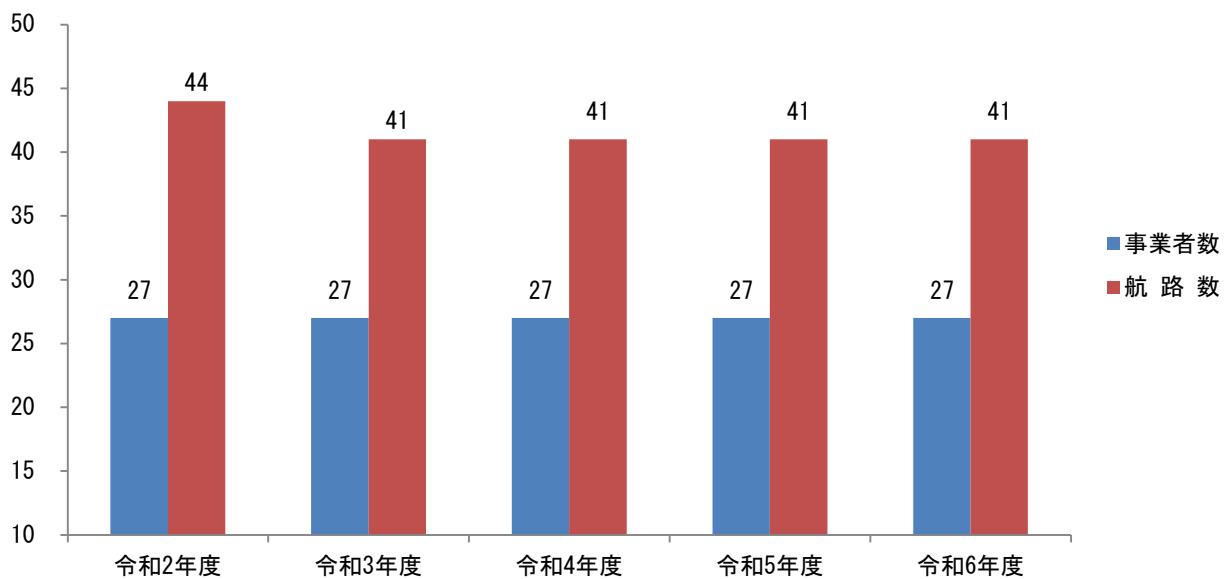


1. 一般旅客定期航路事業の概況

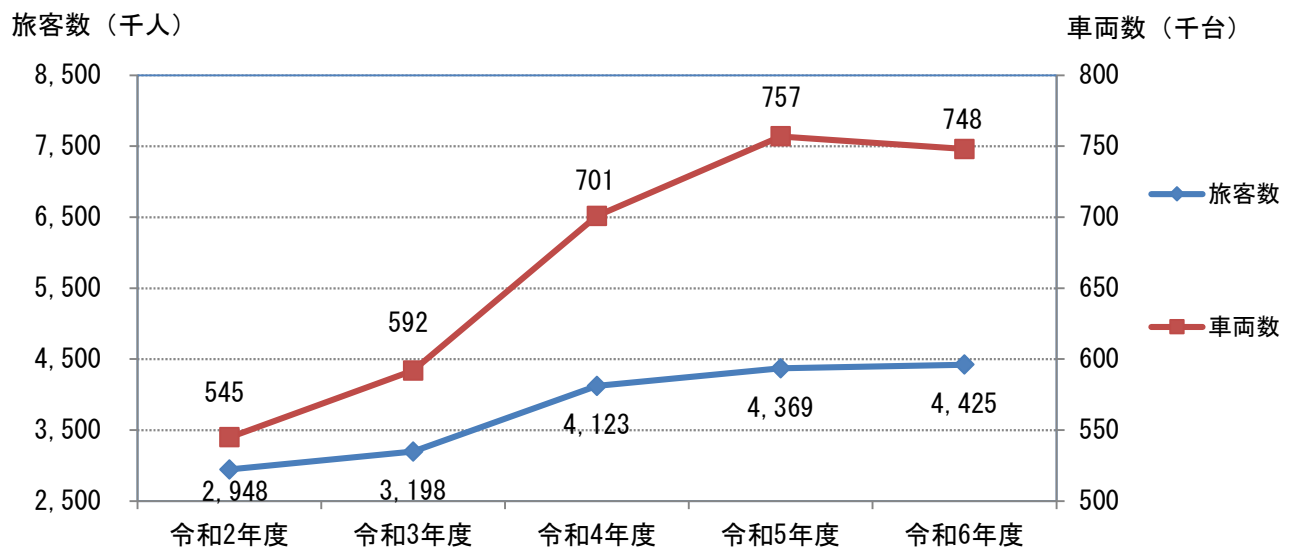
令和7年3月末現在、長崎運輸支局管内における一般旅客定期航路事業者数は27事業者41航路となっている。航路の主な形態としては、「離島航路」、「半島航路」、「観光航路」に大別されるが、長崎県は594島の離島を有し、とりわけ有人離島数は72島と全国一位であることから、「離島航路」が全体の75%を占める状況にある。

特に、多くの離島航路は過疎化による人口減少や高齢化の進行等に伴う利用客の減少から、厳しい経営を強いられているため国庫補助航路に認定される等、長崎県や関係自治体と協調しながら、航路の確保維持に努めている。

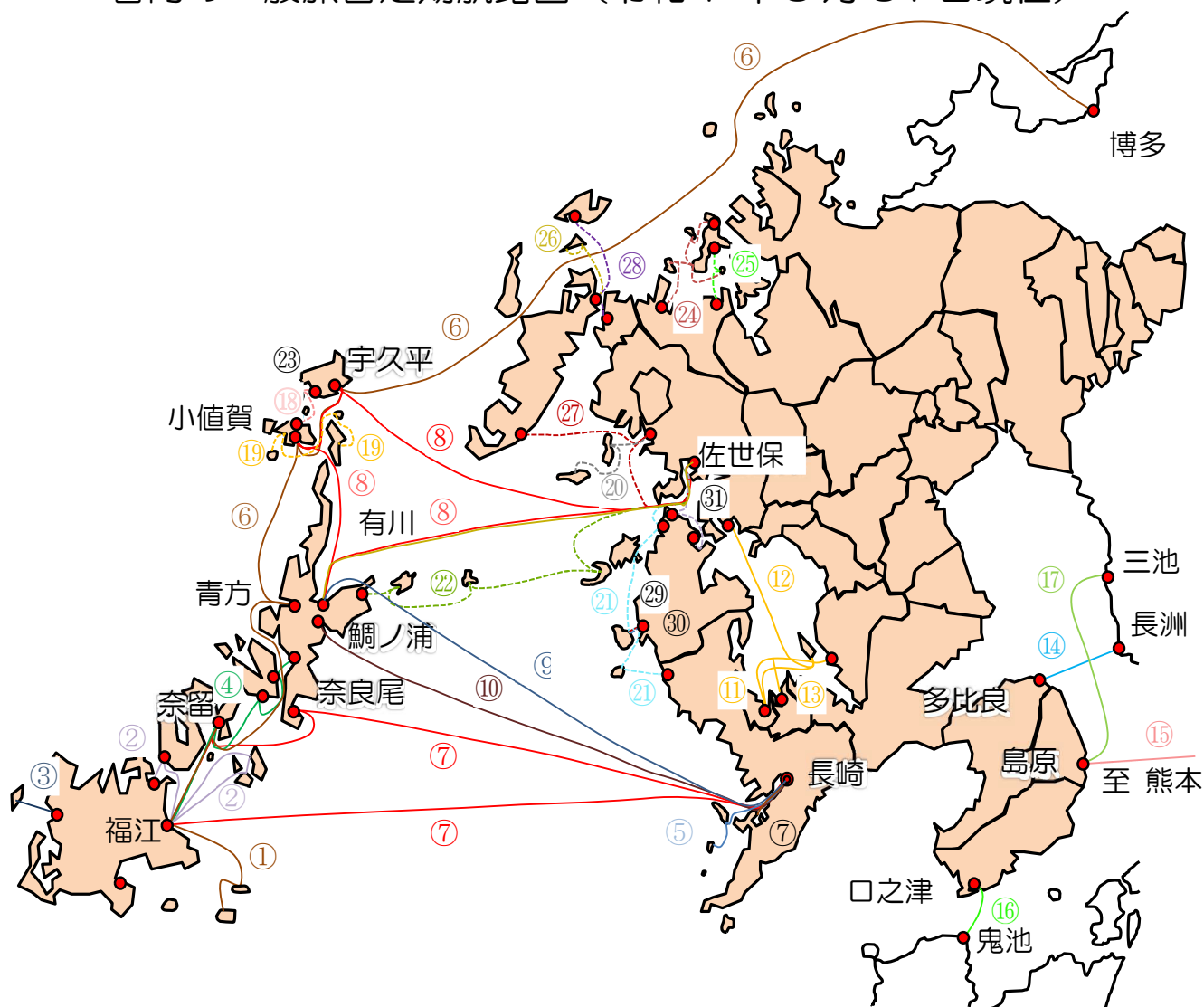
管内一般旅客定期航路事業者数及び航路数の推移



一般旅客定期航路の旅客及び車両輸送実績



管内の一般旅客定期航路図（令和7年3月31日現在）



※港内周遊等の観光航路及び休止中航路を除く。



野母商船㈱「俊寛」124トン
（令和5年3月就航）



西海沿岸商船㈱「Rapid Lily」123トン
（令和6年4月就航）

管内 一般旅客定期航路 一覧表

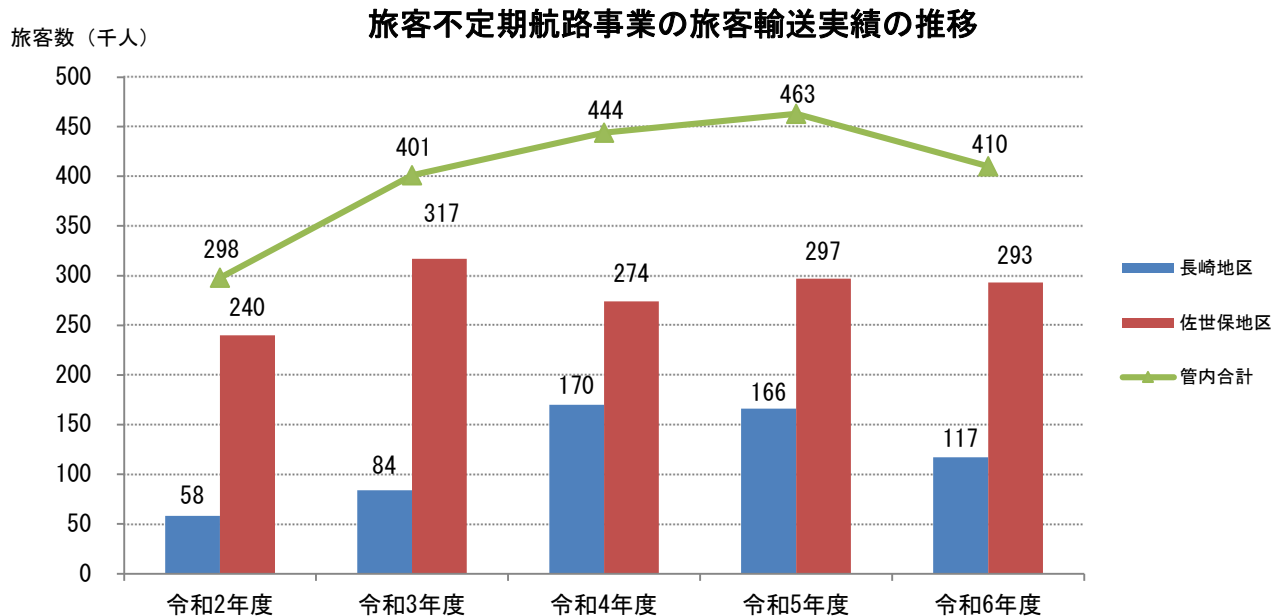
令和7年3月31日現在

管轄	事業者名	航路名	航路種別等	主要船舶(※)
長崎	(有)黄島海運	① 黄島～福江	国庫補助	「おうしまⅡ(純)19 ト」
	(有)木口汽船	② 久賀～福江～杵島	〃	「フェリーひさか(車)155 ト」 「ソレイユ(高)19 ト」 外1 隻
	嵯峨島旅客船(有)	③ 嵯峨島～貝津	〃	「さがのしま丸(純)19 ト」
	五島旅客船(株)	④ 郷ノ首～福江	〃	「OCEAN (車) 431 ト」 「ニューたいよう(高)102 ト」
	野母商船(株)	⑤ 長崎～伊王島～高島	〃	「鷹巣(高)124 ト」 外1 隻
		⑥ 福江～青方～博多	〃	「太古(車)1598 ト」
	九州商船(株)	⑦ 佐世保～上五島	〃	「シーQueen(高)115 ト」 「フェリーなみじ(車)1150 ト」 外2 隻
		⑧ 長崎～五島	離島	「べがさす(JF)163 ト」 「万葉(車)1553 ト」 外2 隻
		⑨ 有川～長崎	〃	「シープリンセス(高)123 ト」 外1 隻
	(株)五島産業汽船	⑩ 鯛之浦～長崎	〃	「びっくあーず(高)293 ト」 外1 隻
	安田産業汽船(株)	⑪ 時津～長崎空港		「エアポートライナー8(高)12 ト」 外12 隻
		⑫ 長崎空港～ハウステンボス		「オーシャンライナー3(高)19 ト」 外12 隻
		⑬ 大村レース場～時津		「オーシャンライナー(高)19 ト」 外10 隻
	有明海自動車航送船組合	⑭ 多比良～長洲		「有明みらい(車) 698 ト」 外2 隻
	九商フェリー(株)	⑮ 島原～熊本		「フェリーくまもと(車)1165 ト」 外1 隻
	島原鉄道(株)	⑯ 口之津～鬼池	離島	「フェリーあまくさⅡ(車)620 ト」 外1 隻
	やまさ海運(株)	⑰ 島原～大牟田		「しまばら丸(高)19 ト」 外1 隻
佐世保	小値賀町	⑱ 柳～納島	国庫補助	「さいかい(純)14 ト」
		⑲ 笛吹～大島・野崎	〃	「はまゆう(高)19 ト」
	黒島旅客船(有)	⑳ 黒島～高島～相浦	〃	「フェリーくろしま(車)182 ト」
	西海沿岸商船(株)	㉑ 佐世保～神浦	〃	「フェリーかしま(車)193 ト」 「Rapid Lily(高)123 ト」 外1 隻
	崎戸商船(株)	㉒ 友住～佐世保	〃	「みしま(車)194 ト」
	佐世保市	㉓ 神浦～寺島～柳	〃	「みつしま(純)19 ト」
	鷹島汽船(有)	㉔ 阿翁～御厨	〃	「フェリーたかしま2(車)162 ト」
		㉕ 殿ノ浦～今福	〃	「たかしま(純)60 ト」
	竹山運輸(有)	㉖ 度島～平戸	〃	「フェリー度島(車)199 ト」 外1 隻
	津吉商船(株)	㉗ 津吉～相浦～佐世保	〃	「つよし(高)19 ト」
	平戸市	㉘ 大島～平戸	〃	「フェリー大島(車)272 ト」
	(株)江崎海陸運送	㉙ 瀬戸～松島	離島	「シャトル5号(車)346 ト」
	西海市	㉚ 釜浦～瀬戸	〃	「New 松島(純)99 ト」
	瀬川汽船(株)	㉛ 川内～佐世保	〃	「せがわ(高)19 ト」 外1 隻

※ 主要船舶の()は船種で、「純：純客船」「高：航海速力22ノット以上の高速船」「JF：ジェットフォイル」「車：自動車送船」である。

2. 旅客不定期航路事業の概況

令和7年3月末現在で、長崎運輸支局管内における旅客不定期航路事業者数は30事業者47航路となっており、軍艦島、イルカウォッチング、ハウステンボス、九十九島などの遊覧船事業や離島間の海上タクシー事業が中心となっている。

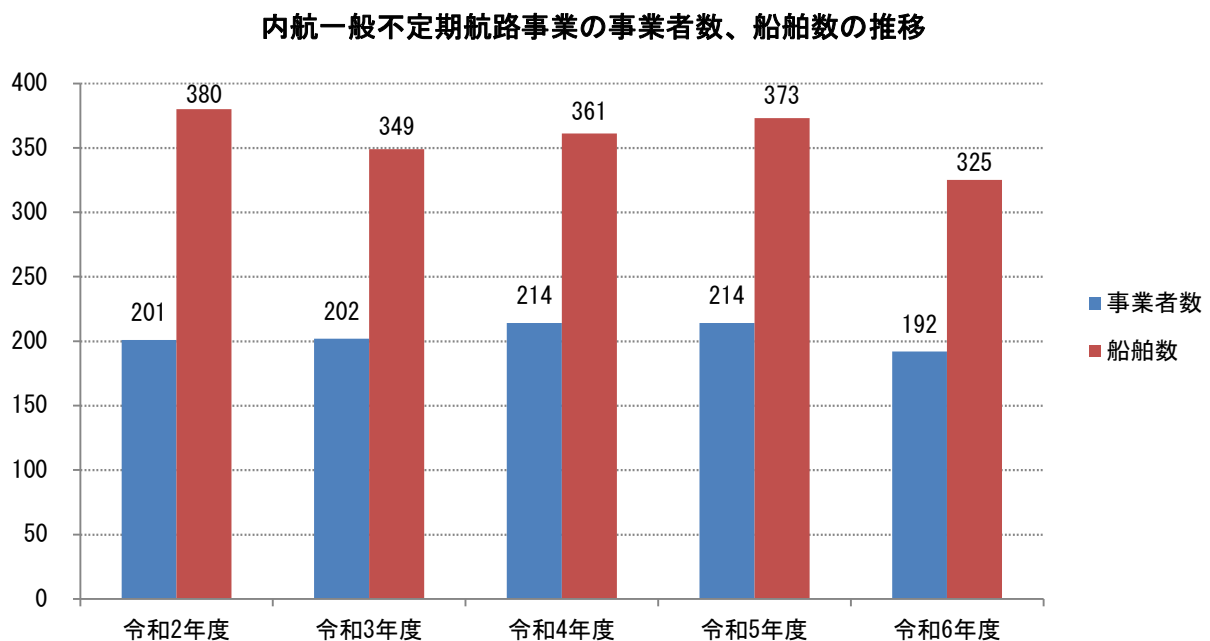


3. 内航一般不定期航路事業の概況

令和7年3月末現在で、長崎運輸支局管内における内航一般不定期航路事業者数は192事業者となっており、旅客定員12名以下の船舶による離島各港間の海上タクシーや遊覧事業が中心となっている。

※ 海上運送法の改正を受けて令和7年4

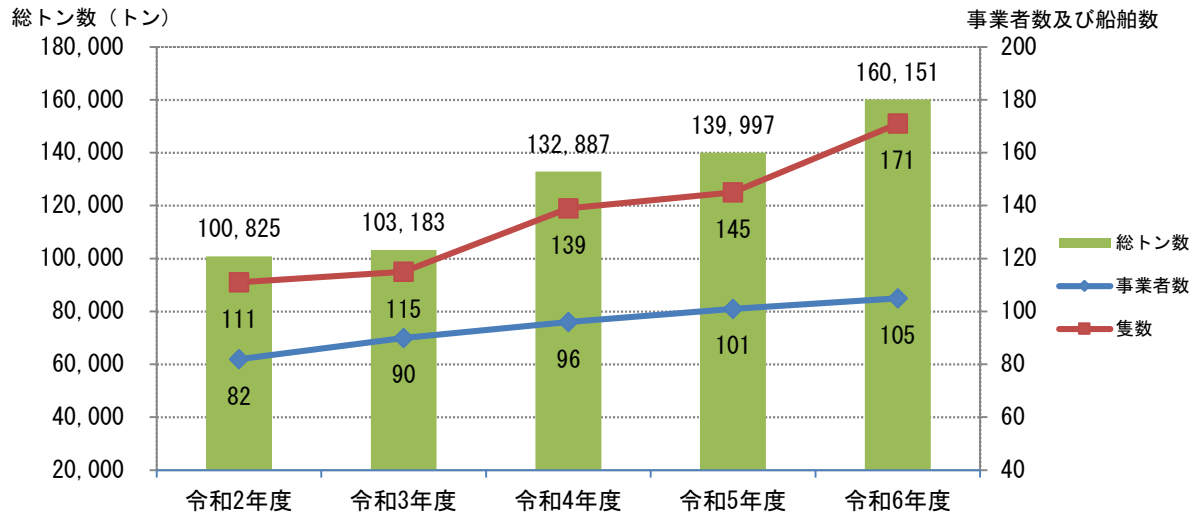
※ 月より「人の運送をする内航不定期航路事業」から「内航一般不定期航路事業」に名称が変更されてい



4. 内航海運事業の概況

令和7年3月末現在で、総トン数100トン以上の船舶等を使用して事業を行う登録事業者が52社、100トン未満の船舶等で行う届出事業者が53社となっている。なお、令和4年度の内航海運業法改正により船舶管理会社の登録制度が創設されたことにより、事業者数や隻数が年々増加している。

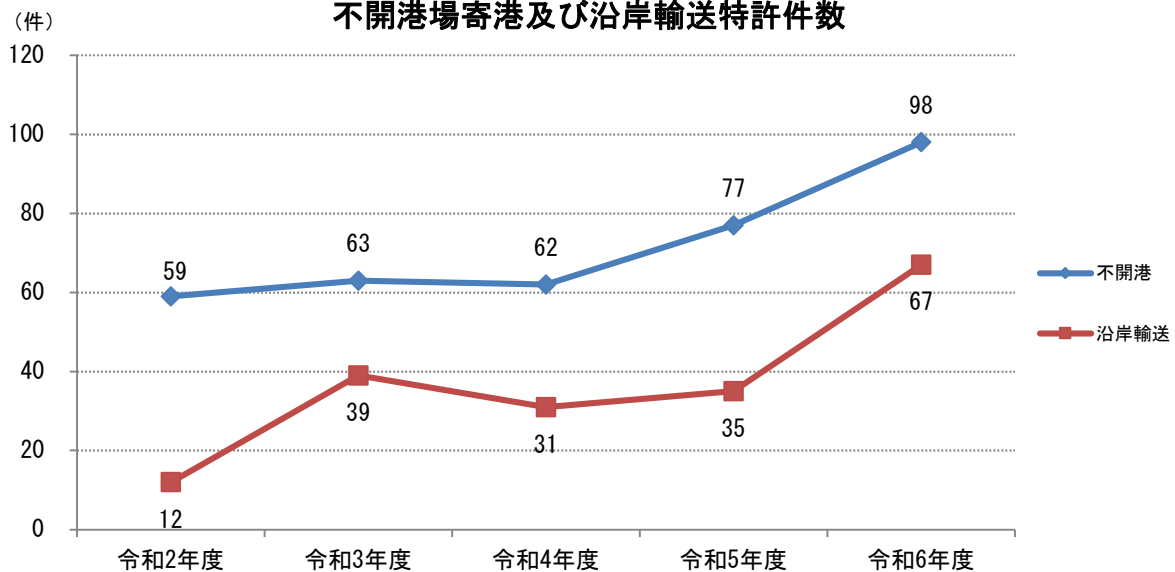
内航海運事業者数及び船舶数並びに総トン数の推移



5. 不開港場寄港及び沿岸輸送特許業務の概況

長崎運輸支局管内の開港場は、「長崎三重式見港」、「佐世保港」、「松島港」、「松浦港」の4港となっており、「不開港場寄港特許」については、五島地区から韓国向け養殖魚の運搬や韓国・中国から西海市の大島造船所へ鉄鋼を運搬するための寄港が中心であり、「沿岸輸送特許」については、外航コンテナ貨物船による自社所有の空コンテナ輸送が中心となっている。

不開港場寄港及び沿岸輸送特許件数



6. 港湾運送事業の概況

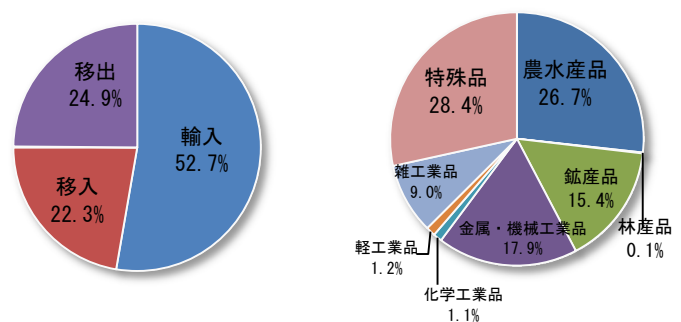
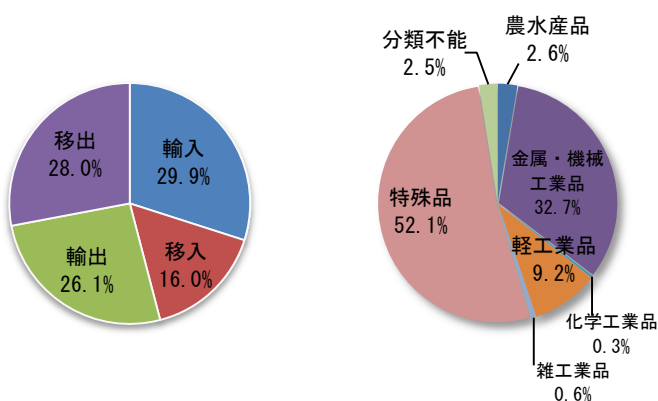
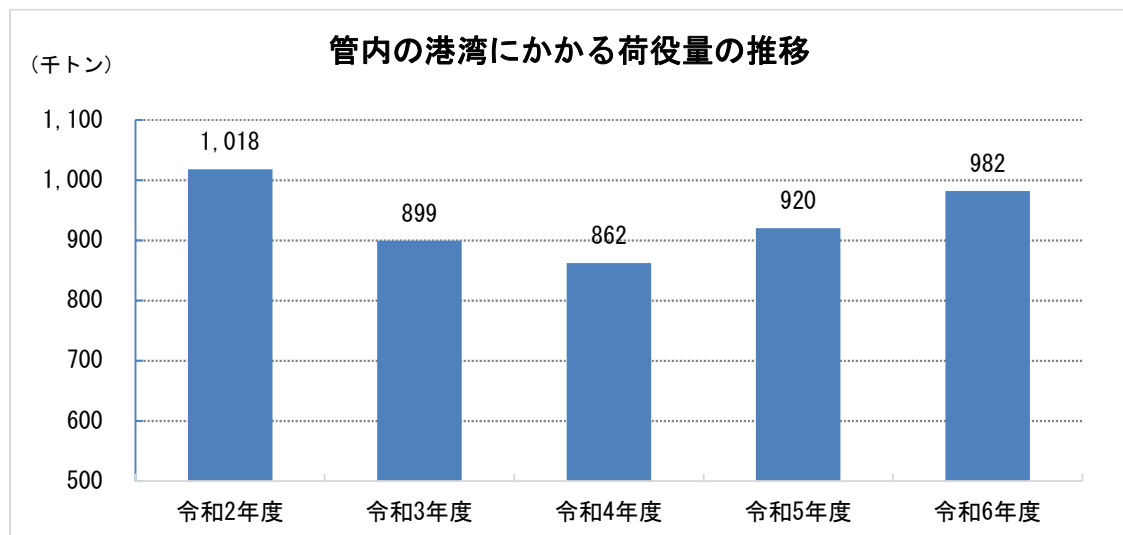
令和7年3月末現在で、事業者数は18事業者(25業種)となっている。

長崎県内の指定港は、「長崎港」、「佐世保港」、「相浦港」、「臼浦港」の4港であり、長崎・佐世保の基幹産業である造船業の規模縮小により荷役実績も減少傾向にあったものの、近年は回復傾向にある。

管内の各港の港湾運送事業者数

港\業種	事業者数	業 種						
		一般	港湾荷役			はしけ	いかだ	合計※
			一貫	船内	沿岸			
長崎港	10	3	3	1	4	2	0	13
佐世保港	6	2	0	1	5	1	0	9
相浦港	1	0	0	0	1	0	0	1
臼浦港	1	0	0	1	1	0	0	2
合 計	18	5	3	3	11	3	0	25

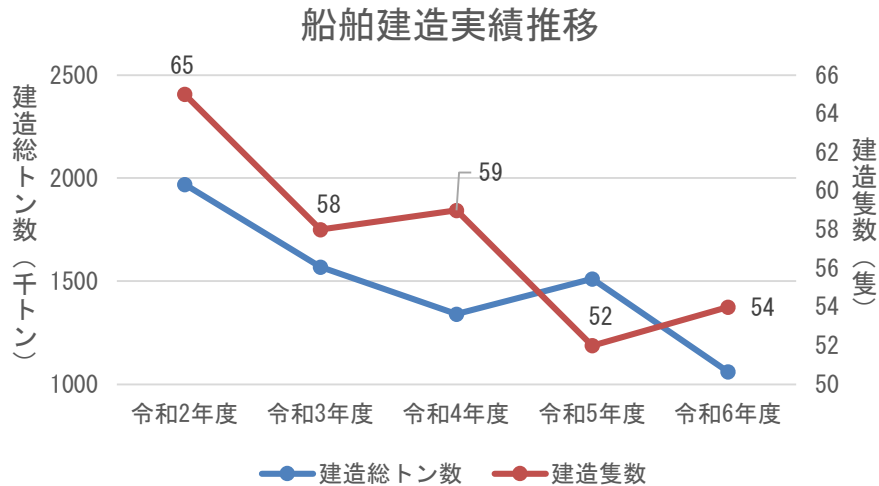
※兼業している事業者がいるため事業者数合計と合わない



※佐世保港は佐世保港・相浦港・臼浦港の合計
※特殊品とは海上コンテナ等その他物品を含む

1. 造船事業の概要

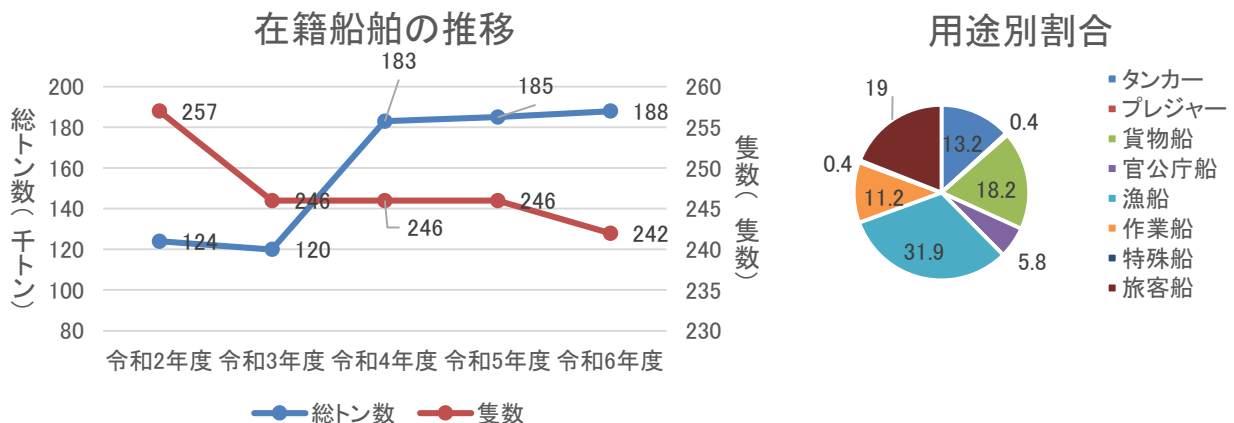
長崎県は全国でも有数の造船の県である。令和6年度の県内造船所での建造隻数は54隻、総トン数は1,060,391トンに上る。大手・中手では主にばら積み貨物船やケミカルタンカー等を建造し、中小造船所では主に漁船、旅客船等が建造されている。



2. 船舶登録の概況

令和7年12月末現在、長崎運輸支局および佐世保海事事務所管内(佐賀県の一部を含む)の市町村に船籍港を定める在籍船舶数(総トン数20トン以上)は242隻、その合計総トン数は約188,701トンとなっている。

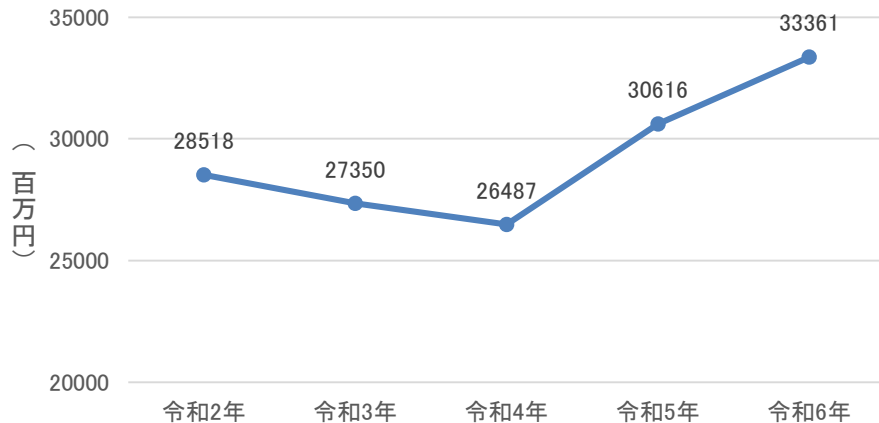
船舶の用途としては旅客船および漁船が全体の半数程度を占めており、離島が多く、水産業が盛んな長崎県の特徴を反映しているといえる。



3. 船用工業の概況

船用工業とは、船舶に搭載するエンジン(ディーゼル機関等)、プロペラ、航海用機器、荷役機械等を製造・供給する産業のことである。長崎県全体での令和6年の県内船用工業製品の生産高は約333億円となっており、昨年より増加傾向にある。なお、タービンおよびボイラ(部分品・附属品を含む)並びに内燃機関(部分品・附属品を除く)については、製造されていないが修繕は行われている。

船用工業製品生産高の推移



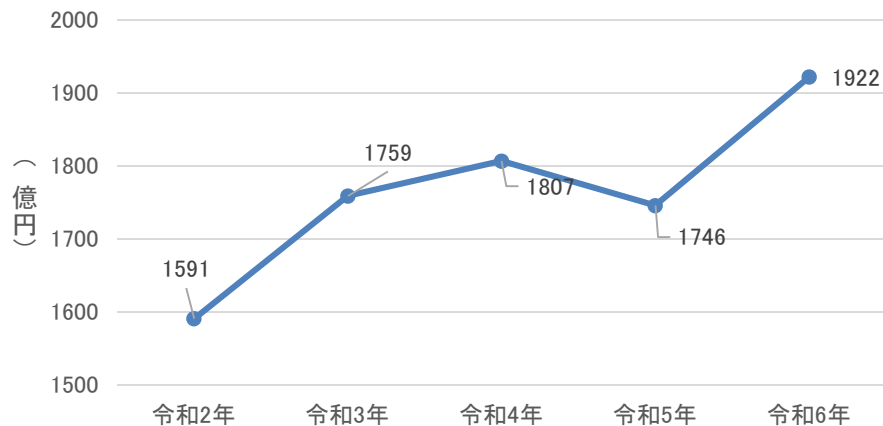
4. モーターボート事業の概況

管内のモーターボート競走場である大村競走場(ボートレース大村)は、昭和27年に全国で初めてモーターボート競走を開催した「ボートレース発祥の地」であり、平成30年9月23日からはナイトレースが開催されている。

令和6年度の売り上げは約1,922億円となり、ここ数年、連続売り上げ日本一を維持している。

インターネット投票による売上の割合が多く、Youtubeを活用した実況や生配信などにより積極的にアピールを行っている。なお、上級グレードのレース開催が多く、令和8年12月には「グランプリ 賞金王決定戦(SG)」の開催が予定されている。

ボートレース大村の売上高の推移



5. 船舶検査関係業務の概況

船舶検査には、海上における人命及び船舶の安全の確保を目的とした「船舶安全法」に基づく検査及び海洋環境の保護を目的とした「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づく検査があり、それぞれ技術基準への適合性を確認するため、法令の規定に従い定期的な検査が実施されている。

管内の大手造船事業者は、特殊船、艦船など各種大型船舶の建造・修繕、中小造船事業者は、漁船に加え、中小型の旅客船、カーフェリー、貨物船、押船、ケミカルタンカーなどの船舶の建造・修繕へと多様化している。



ジェットフォイルの検査の様子



可変ピッチプロペラの検査の様子

船舶検査に関する最近の動き

遊漁船に対する安全設備の義務化

遊漁船に備える無線設備、非常用位置等発信装置や救命いかだ等の義務化については、関係規則の改正予定。法定無線設備については、令和8年10月1日以降最初に迎える中間検査又は定期検査までに搭載が必要となる予定。

非常用位置等発信装置及び救命いかだ等については、令和8年10月1日以降最初に迎える定期検査までに搭載が必要となる予定。

浮体式洋上風力発電施設について

2026年1月に長崎県五島市沖で商業運転を開始した「五島洋上ウィンドファーム」は国内初の商用浮体式洋上風力発電所になります。

浮体式洋上風力発電施設は、船舶安全法上「特殊船」扱いとなり、船舶検査証書・船舶検査手帳を交付しております。

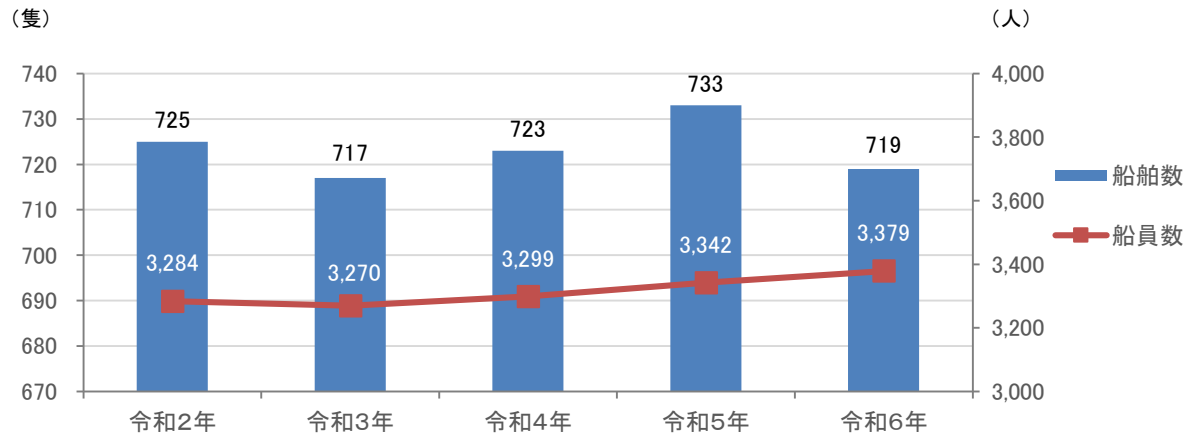
今後、「洋上風力関係作業員輸送船（CTV）」の国内建造を促進することで、洋上風力発電施設の導入拡大が期待されております。

1. 船員関係業務の概況

在籍船舶数及び船員数は、どちらも九州運輸局管内総数の約 4 分の 1 を占めている。

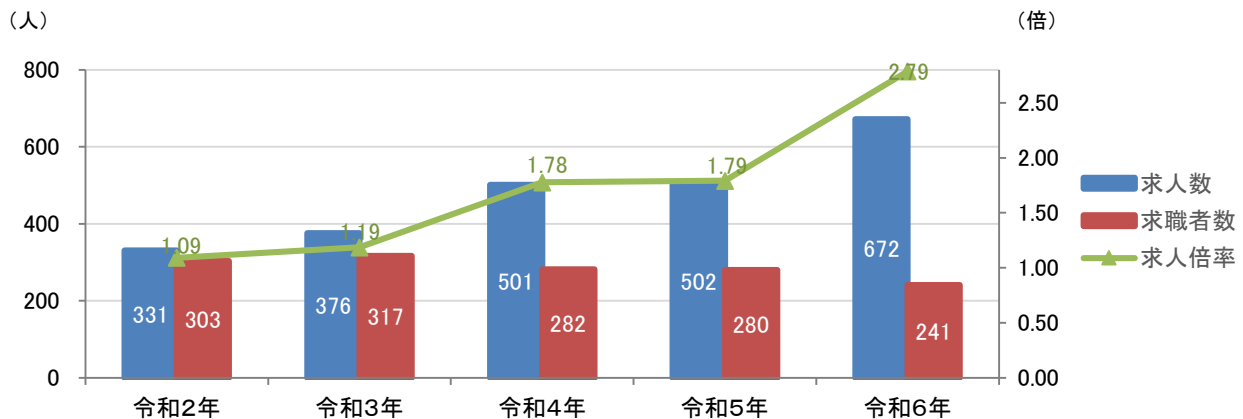
管内における在籍船舶数及び船員数の推移

各年 10 月 1 日現在

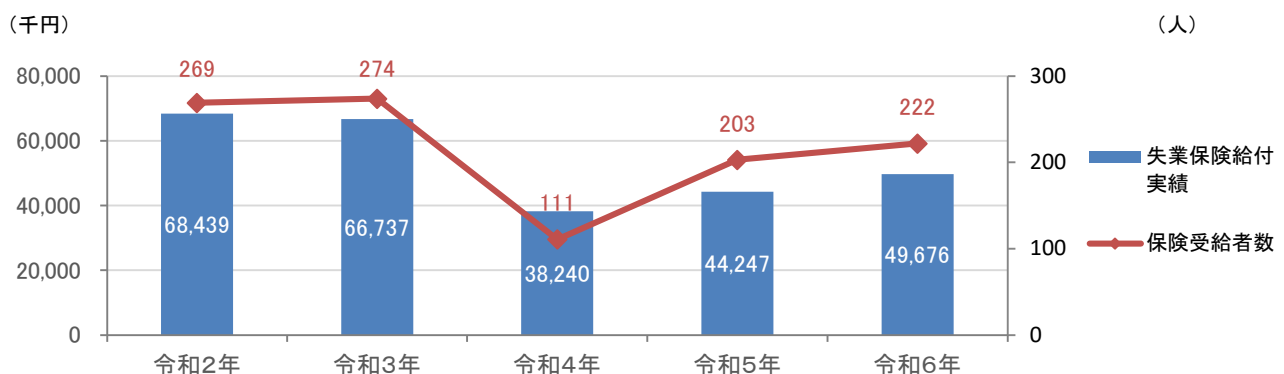


2. 船員職業安定関係業務の概要

管内における求職・求人者数及び求人倍率の推移



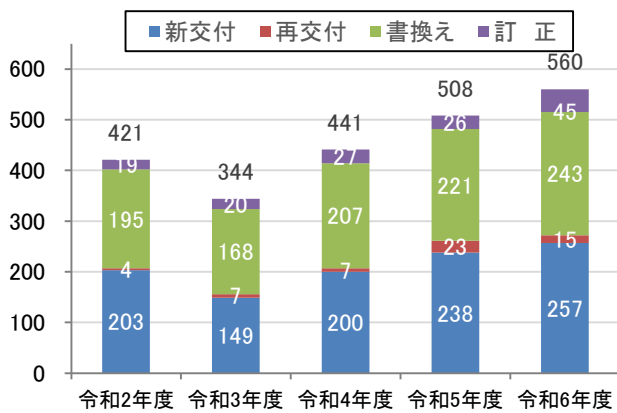
失業保険給付額の推移



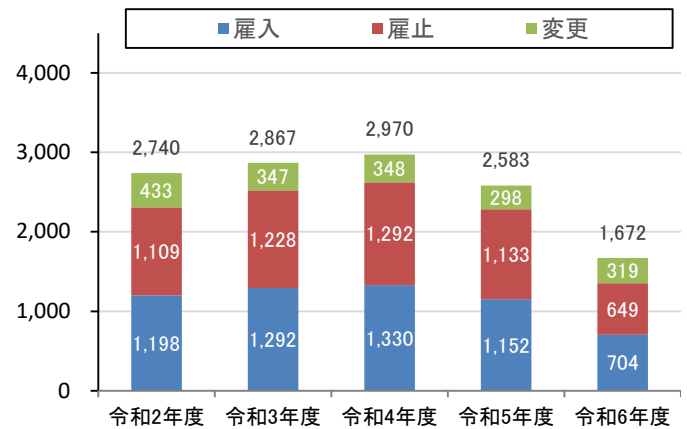
3. 船員法・職員法関係業務の概況

*単位はすべて件

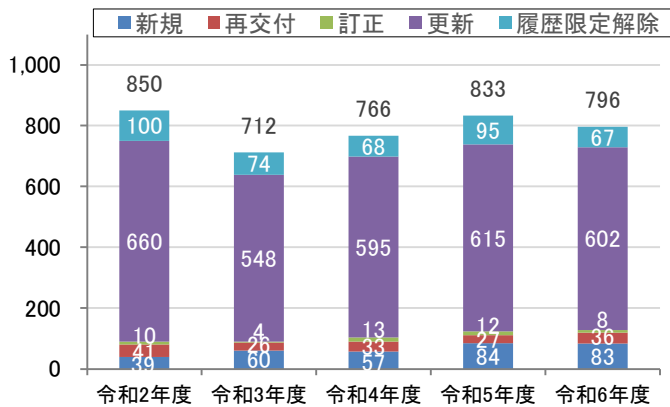
船員手帳にかかる事務取扱件数の推移



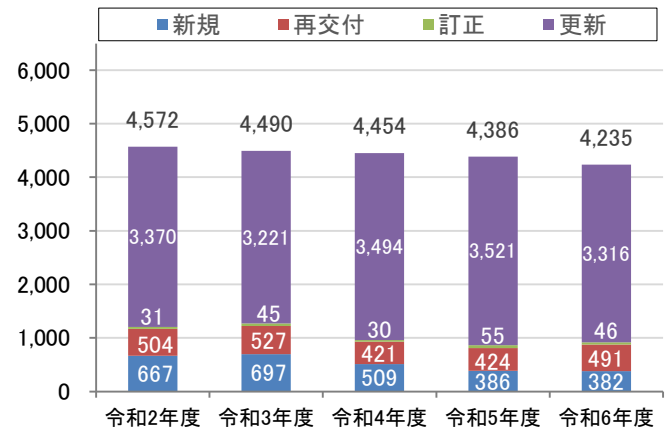
雇入れ関係にかかる事務取扱件数の推移



海技免状にかかる事務取扱件数の推移

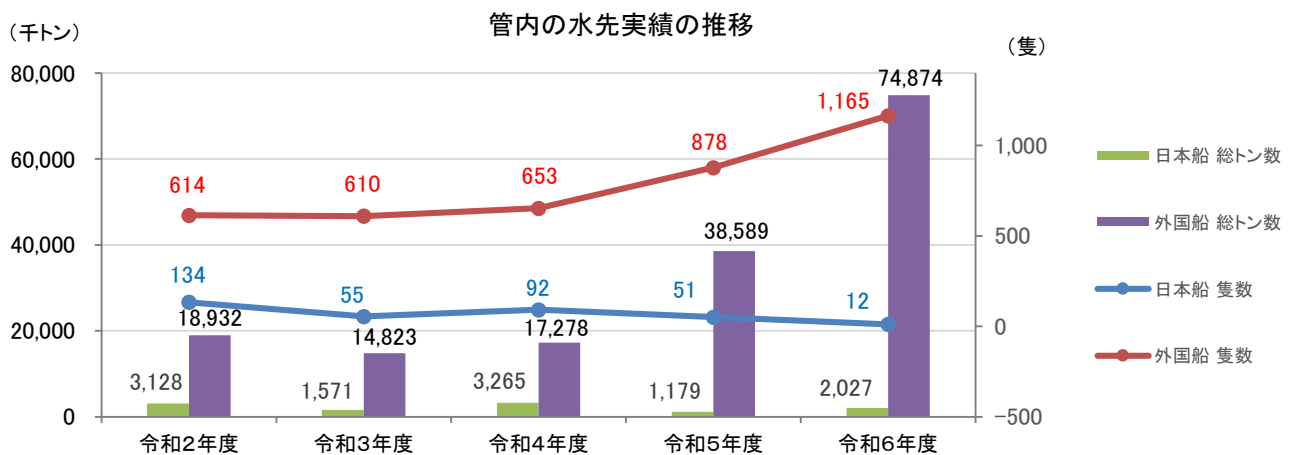


小型船舶操縦免許にかかる事務取扱件数の推移



4. 水先関係業務の概況

令和7年3月31日現在、長崎2人、佐世保4人の水先人が業務を行っている。
隻数及びトン数ベース共に令和2～4年度は新型コロナウイルスの影響により実績が減少したまま横ばいで推移していたものの、令和5年度より漸増し、令和6年度はコロナ前の91%まで回復した。



1. 運航労務監理官関係業務の概況

運航労務監理官の業務は、海上運送法及び内航海運業法に基づく船舶の運航管理に関する監査及び指導並びに運輸安全マネジメント評価等により、船舶による輸送の安全の確保に関する監督を行っている。また、船員法等の関係法令に基づき、船員の労働条件の確保、船員災害の防止、船舶の安全運航の確保のため、船舶・事業場等に立ち入り監査・指導を行っている。

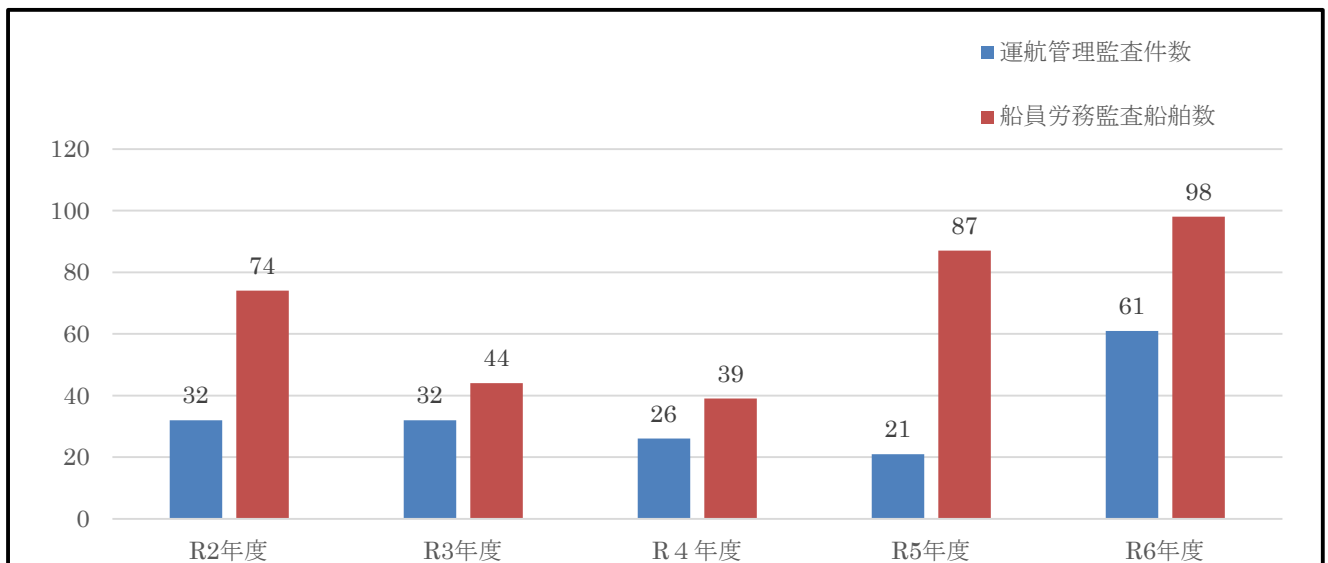
2. 船舶の安全運航・船員労働の監督業務の概況

【監査業務】

監査業務では、事業者が許認可を受けたものと同様の運航を行っているかを確認する「運航管理監査」と、船内で働く船員の労働条件が遵守されているか、船内の安全衛生の確保が図られているか等を確認する「船員労務監査」を実施している。

令和2年度から4年度まで、新型コロナウイルス感染症の影響を受け訪船による監査を一定期間自粛せざるを得なかったため件数が減少している。

運航管理監査件数及び船員労務監査船舶数の推移



【指導業務】

指導業務では、夏季及び年末年始の多客期を前に旅客船等の安全運航に万全を期し、事故の未然防止を図るために「安全総点検」を実施している。

毎年9月の船員労働安全衛生月間では、船員災害防止協会安全技術指導員と訪船を行い、ポスターや標語ビラ等の配布による広報活動や安全指導を行っている。



3. 船舶の安全運航のための安全啓発業務の概況

【研修会】

安全運航の確保、運輸安全マネジメント制度のさらなる定着を図るため、主に安全統括管理者及び運航管理者を対象とした安全統括管理者・運航管理者研修会を毎年実施しており、また同研修会において、海上保安部他、関係機関の協力を得て事故事例等を解説することにより、安全意識の向上を図っている。

また、事業者や旅客船協会等の団体からの依頼により、関係法令の改正内容や近年の事故事例などを踏まえた講習会も実施している。

令和 6 年度は、九州運輸局主催によるWEB方式とし、WEB環境がない事業者については、各運輸支局・海事事務所にサテライト会場を設けて、開催された。

安全統括管理者・運航管理者研修会の実施状況(令和 6 年度)

開 催 地 等	WEB開催(九州地区)
実 施 年 月 日	令和 7 年 2 月 19 日(水)
研 修 項 目	① 海上の気象情報 ② 安全管理規程の不遵守が要因となった船舶事故事例 ③ 旅客船の総合的な安全・安心対策「海上運送法等の改正」

【漁船海難防止講習会】

平成 23 年 4 月に設立された「長崎県まき網・以西底曳網漁船海難防止連絡会」に長崎運輸支局、佐世保海事事務所が構成員として参画するとともに、県内各地で開催される海難防止講習会に講師として参加し、最近の船舶事故事例や法律改正の概要等について講習等を行っている。



令和 6 年度 まき網・以西底曳網漁船海難防止講習会 開催状況

開催年月日	R6.6.20	R6.7.19	R6.7.22	R6.9.18	R6.9.20	R6.10.21
開 催 地	長崎市	雲仙市	平戸市	五島市 (福江島)	新上五島町	五島市 (奈留島)
受 講 者 数	63 名	26 名	105 名	40 名	89 名	30 名

1. 外国船舶監督関係業務の概況

外国船舶監督官は、船舶及び人命の安全、海洋汚染の防止等を目的に、条約に適合していない船舶（サブスタンダード船）の排除のため、日本に入港する外国船舶に対し立入検査（PSC：ポート・ステート・コントロール）を行い、船舶の構造・設備、乗組員の資格及び当直体制等が国際条約等※¹により定められた基準に適合しているかを検査している。

長崎運輸支局の外国船舶監督官と佐世保海事事務所の船舶検査官及び運航労務監理官は、長崎運輸支局及び佐世保海事事務所の管内において連携のうえ PSC を実施し、発見された欠陥について適切な是正措置を行うよう船長を指導している。

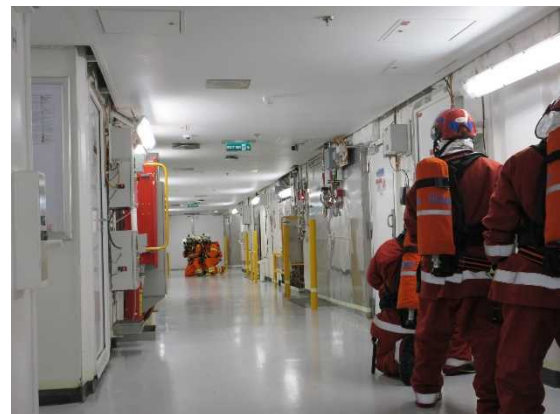
管内に入港する外国船舶は、一般貨物船、ばら積み専用船、コンテナ船、旅客船等多岐にわたるが、従来国内において使用されていた日本籍船舶を海外へ輸出する海外売船の事例も多く、それらに対しても PSC を実施している。（令和 6 年度 PSC 実施隻数：35 隻）

なお、PSC は近隣諸国と協力して実施することにより一層の効果が期待できることから、地域単位での協力体制が構築されており、日本はアジア太平洋地域の各国で採択された「東京 MOU」の一員として活動している。

※¹ 国際条約等とは、海上人命安全条約（SOLAS 条約）、海洋汚染防止条約（MARPOL 条約）及び船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（STCW 条約）等をいう。



外観（灯火類）の検査



FIRE DRILL の検査



船内表示の検査

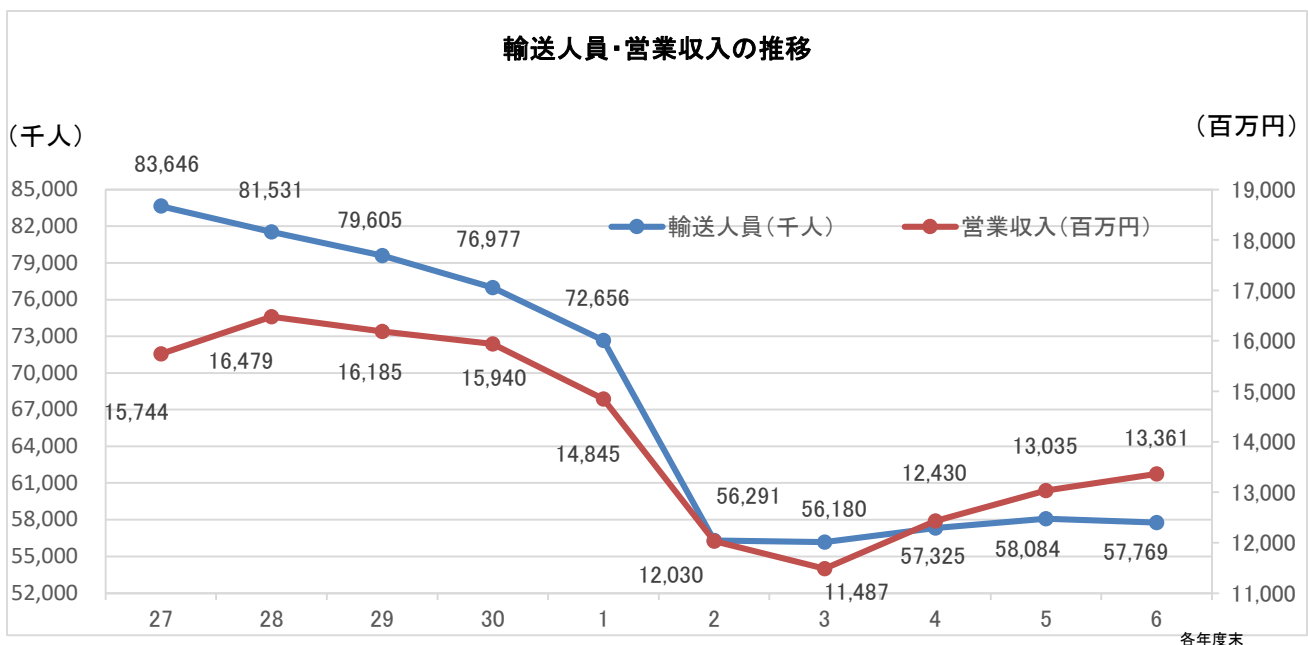
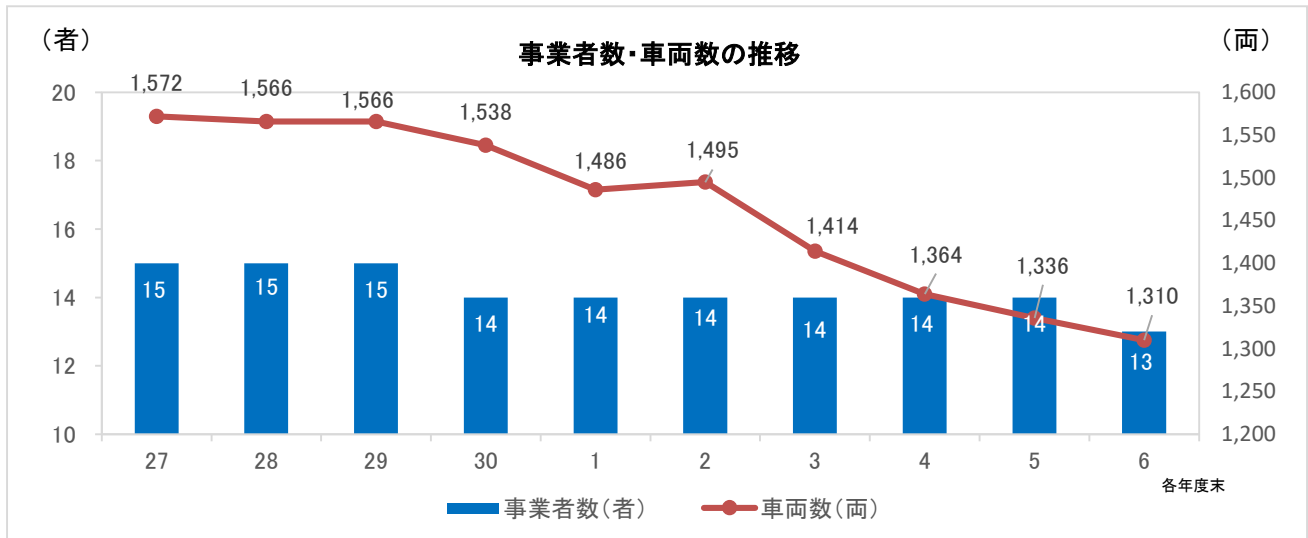


救命艇の進水検査

1. 乗合バス事業の概況

令和 7 年 3 月末現在の県内の乗合バス事業者は 13 者(貸切は民営と公営の別あり)、車両数は 1,310 両、令和 6 年度の輸送人員は 5,776 万人、営業収入は 133 億 6,168 万円となっている。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和 2 年度から令和 3 年度にかけて、輸送人員・営業収入ともに大幅に減少していたが、令和 4 年度以降は回復傾向にある。令和 5 年度と比較して営業収入は増加したものの、輸送人員は減少した。また、コロナ禍以降生活様式の変化などもあり、依然として厳しい状況におかれている。

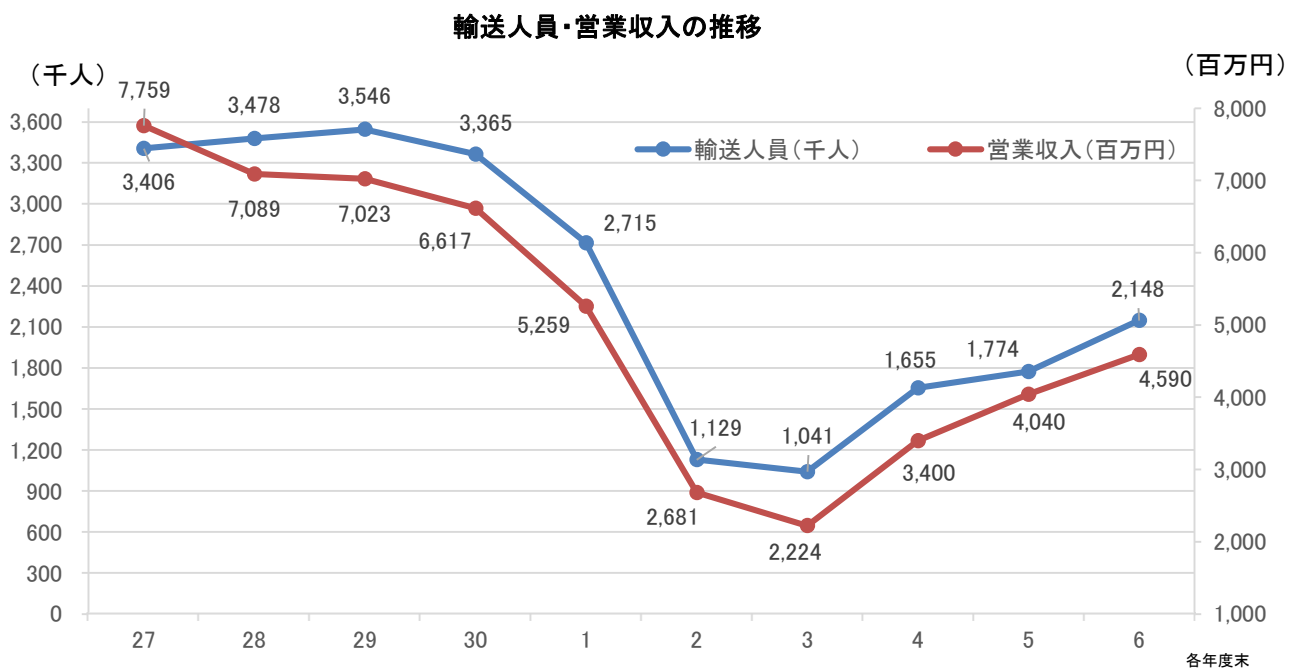
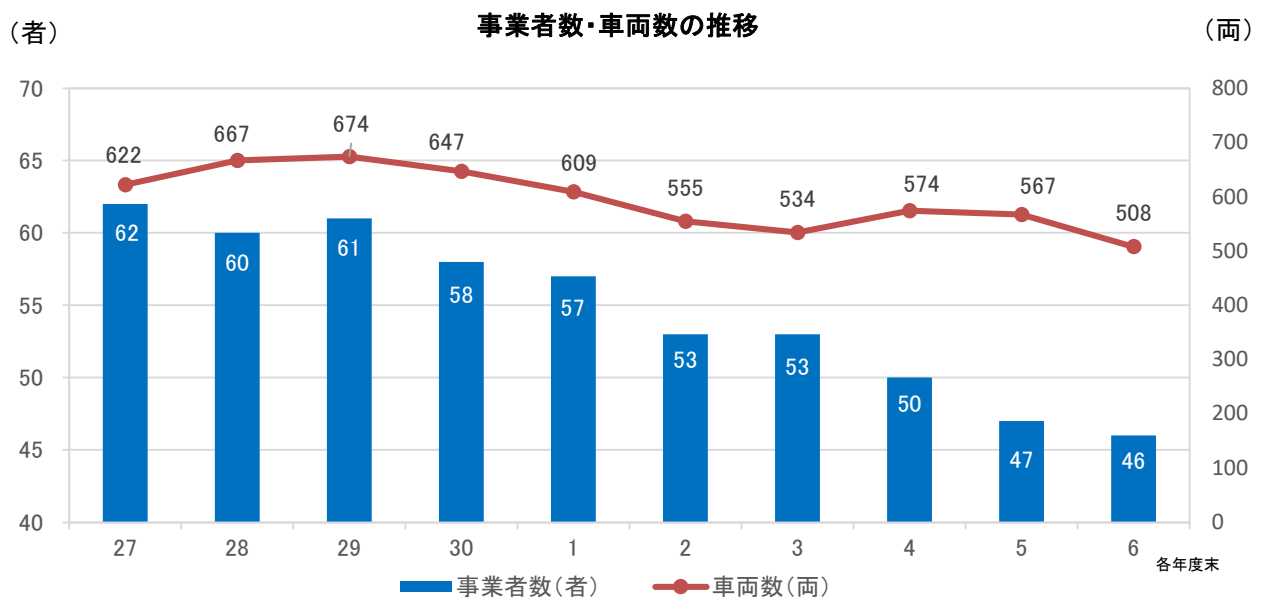


2. 貸切バス事業の概況

令和7年3月末現在の県内に本社を置く貸切事業者は、46者(民営45者、公営1者)。

令和2年度から令和3年度にかけて、輸送人員・営業収入ともに大幅に減少していたが、輸送人員については令和3年度以降、営業収入については令和4年度以降回復傾向にある。令和5年度と比較して輸送人員は37万4,000人、営業収入は5億5,000万円増加している。

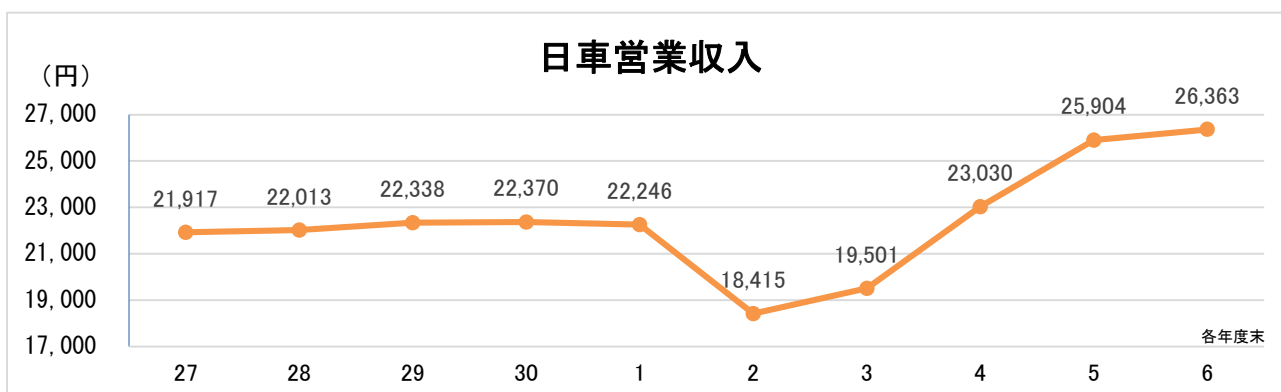
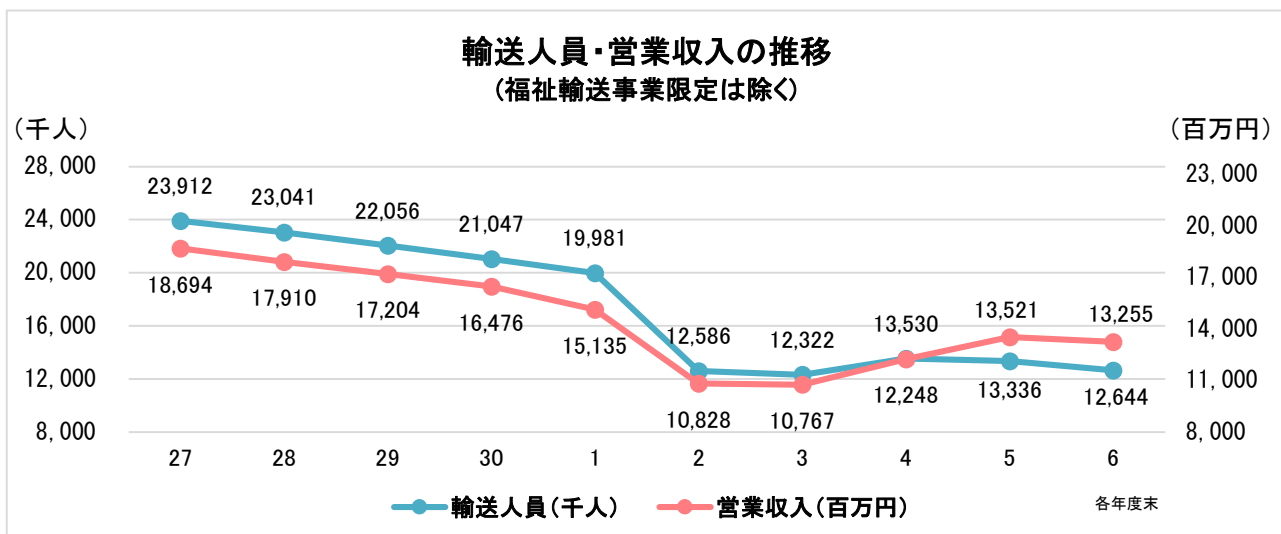
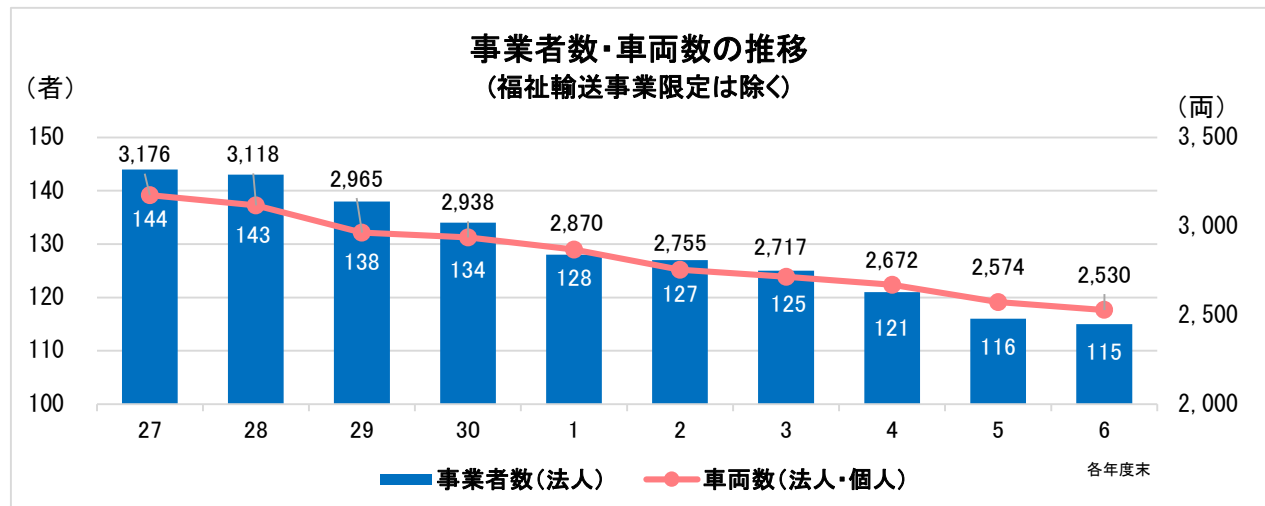
コロナ禍を経て令和5年度から国際クルーズ船の入港が再開されたことによるインバウンドの影響等が大きいと思われる。



3. タクシー事業の概況

令和7年3月末時点で県内のタクシー事業者は、法人115者、2,251両、個人タクシー324両となっている。また、身体障害者等の「移動制約者」の輸送に特化した福祉輸送限定のタクシー事業者は、令和7年3月末時点で186者、292両となっている。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、令和2年度より輸送人員・営業収入ともに大幅に減少し、令和4年度からは回復傾向にあったが、令和6年度は概ね横ばいとなった。



市郡別タクシー事業者数及び車両数

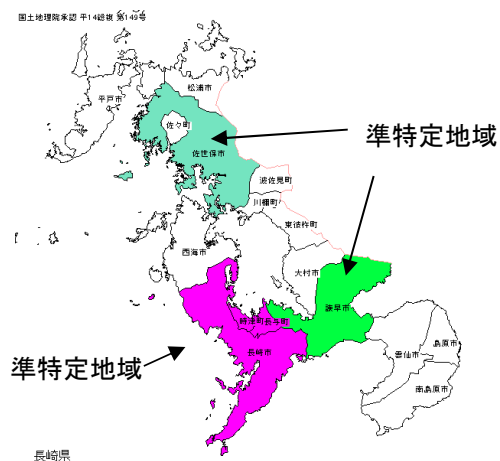
(令和7年3月末現在)

市郡別		人口 (千人)	一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送限定を除く。)					福祉輸送限定		
			事業者数 (※1)		車両数 (※1)			一車当たり 人口	事業者数 (※1※2)	車両数 (※1※2)
市部	長崎	385	27	234	854	234	1,088	353	64	106
	佐世保	227	14	63	427	63	490	463	32	53
	島原	40	6		70		70	571	8	11
	諫早	130	5	1	154	1	155	838	24	30
	大村	97	5		115		115	843	10	16
	平戸	26	4		22		22	1,181	3	4
	松浦	19	5		24		24	791	1	1
	対馬	25	11		40		40	625	4	5
	壱岐	22	5		43		43	511	2	2
	五島	31	7		77		77	402	6	8
	西海	23	4		28		28	821	0	0
	雲仙	38	9		47		47	808	6	6
	南島原	38	7		56		56	678	6	9
	市部合計	1,106	109	298	1,957	298	2,255	490	166	251
	郡部	西彼杵	67	4	26	186	26	212	316	10
東彼杵		33	4		38		38	868	6	15
北松浦		15	3		25		25	600	2	2
南松浦		15	4		45		45	333	2	6
郡部合計		132	15	26	294	26	320	412	20	41
長崎交通圏		452	30	261	1,010	261	1,301	347		
島原交通圏		116	19		173		173	670		
県 合 計		1,238	115	324	2,251	324	2,575	480	186	292

・人口は長崎県発表の令和7年4月1日現在推計人口。千人未満は切り捨てて記載。

※1 事業者数、車両数は、1事業者において複数営業所がある場合、各市郡に計上。

※2 福祉輸送限定の事業者数、車両数は福祉タクシーも行う一般タクシー事業者も含む。



改正タクシー特措法への対応

- ・平成26年1月、改正タクシー業務適正化特措法施行。
長崎交通圏、佐世保市、諫早市の3地域を「準特定地域」として指定。
- ・平成27年8月、長崎交通圏が「特定地域」に指定。
- ・平成29年3月、長崎交通圏「認可特定地域計画」に基づき車両数削減、活性化措置を取組中。
- ・平成30年7月、長崎交通圏の「特定地域」の指定期限延長。
- ・令和元年9月、佐世保市、諫早市の「準特定地域」の指定期限延長。
- ・令和3年8月1日、長崎交通圏が「準特定地域」に移行。

令和7年度 長崎県バス・タクシー・トラック合同企業説明会を開催！！

- 主催：長崎県
- 共催：長崎運輸支局
 - （一社）長崎県バス協会、
 - （一社）長崎県タクシー協会、
 - （公社）長崎県トラック協会
- 協力：（独）自動車事故対策機構（ナスバ）

- 日時
 - 令和7年10月5日（日）
 - 11時30分～15時00分

- 場所
 - 諫早文化会館中ホール
 - （長崎県諫早市宇都町9番2号）

- 開催内容
 - ・個別面談ブース
 - ・ハローワーク就職相談ブース
 - ・運転者の適性診断体験ブース

長崎県内のバス・タクシー・トラック企業24社が集結
長崎県 バス・タクシー・トラック
令和7年度 合同企業説明会

参加無料
申込不要

10/5 日 11:30～15:00
(受付は11:00から開始です)

会場 諫早文化会館 中ホール (諫早市宇都町9-2)

未経験歓迎 今回の説明会では、採用担当者から業界のこと、会社のこと、
履歴書不要 仕事や職場環境、採用条件などについて
服装自由 詳しく話を聞くことができます。
入退場自由 運輸業界の仕事に興味を持たれている方、経験者、未経験者問わず
どなたでも参加可能です。お気軽にご参加ください！

個別面談ブース ハローワークの相談ブース
運転者の適性診断体験ブース

来場者プレゼント
★タクシー乗車券（長崎タクシー協会）
★ウェットティッシュ、クリアファイル（長崎トラック協会）
※ただし、プレゼント配布には条件があります。

特設サイト
<https://x.gd/GGSnk>

（主催）長崎県 （共催）長崎運輸支局、長崎県バス協会、長崎県タクシー協会、長崎県トラック協会 （協力）独 自動車事故対策機構（ナスバ）
問い合わせ先 長崎県交通政策課 TEL. 095-895-2085（受付時間：月～金 9:00～17:00）

●前年度を上回る67人に参加いただきました！



長崎運輸支局においても、令和 7 年 10 月および令和 8 年 2 月に、訪日外国人旅行者の方々へチラシを配布し、違法な白タクを利用しないよう注意喚起した。



公正取引委員会と合同荷主パトロールを実施



令和7年11月に、長崎運輸支局と公正取引委員会の合同で、荷主企業(トラック運送事業者を利用して荷物輸送を行う企業)を訪問して荷主パトロールを実施した。

長崎運輸支局においては、トラックGメン制度の周知や、トラック運送事業者が法令を遵守できなくなるような違反原因行為（長時間の荷待ちや運賃・料金等の不当な据置き等）への啓発活動等を行い、公正取引委員会においては、取適法の施行に向けて、同法の周知広報活動を行うことで、それぞれの専門分野での周知・啓発に貢献した。



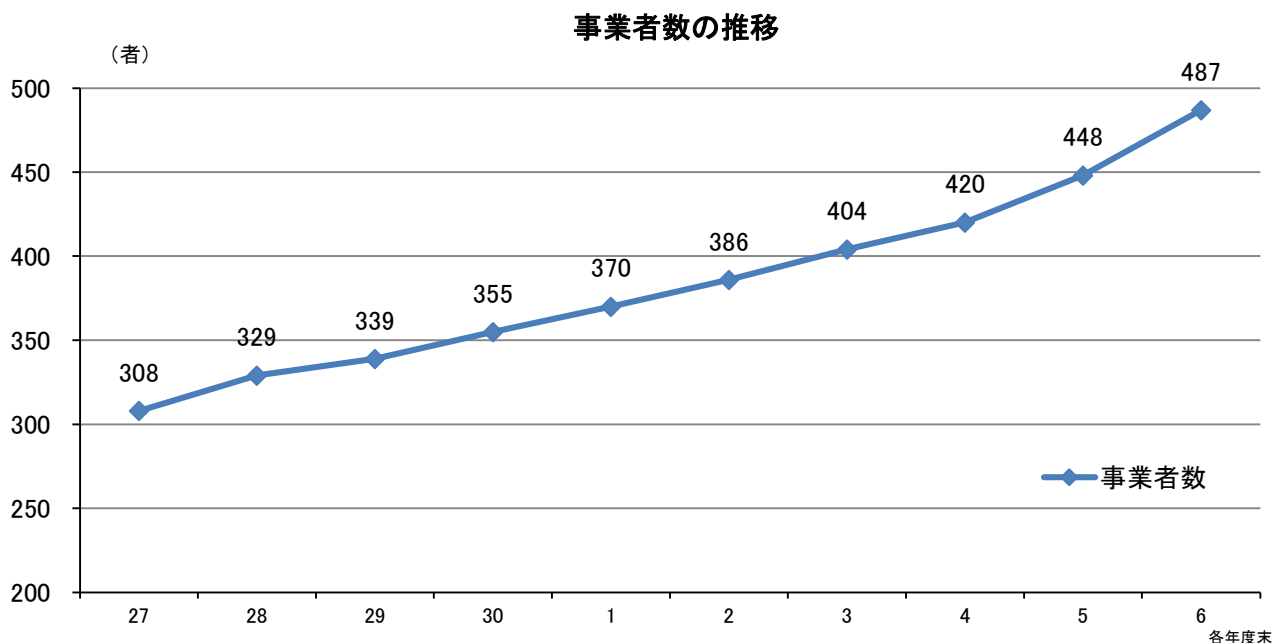
4. レンタカー事業の概況

レンタカー事業は、公共交通機関の補完や、第二の公共交通機関として確固たる地位を築き、今や経済、社会活動にはなくてはならないものへと成長している。

特に近年は、コロナ禍からの観光需要の回復や、都市部を中心とした自動車普及状況の変化により、レンタカーの需要が非常に高まっている。

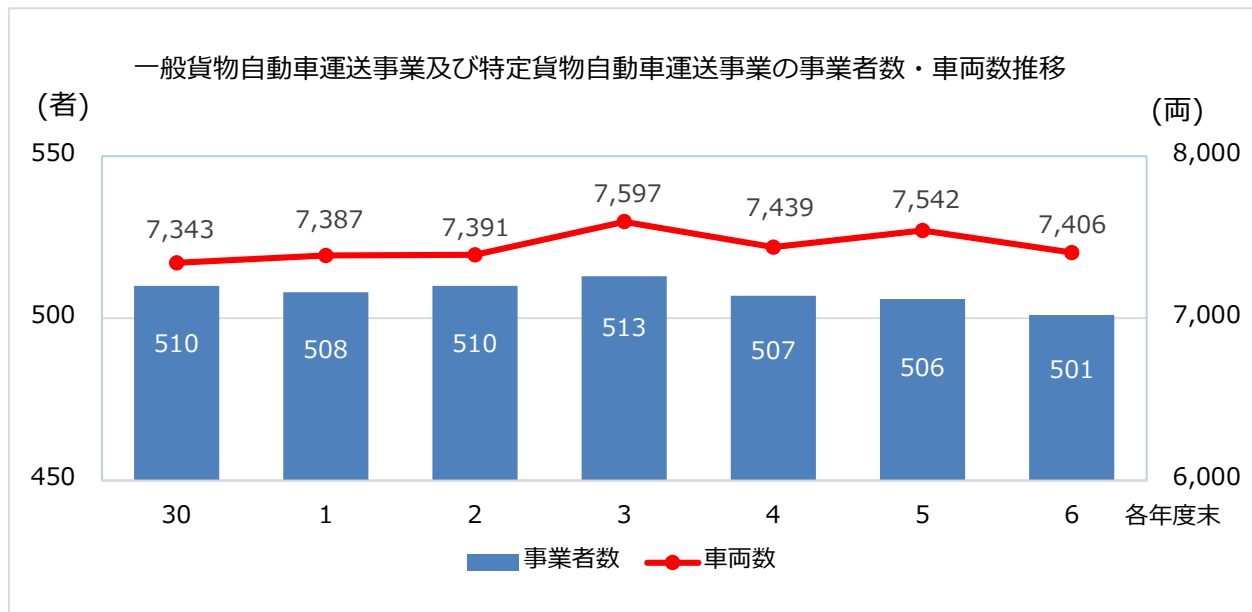
長崎県においては多数の離島を有しており、観光スポットが県内に点在していることから、県内や島内を周遊するために利用する観光客にニーズがある。

また、自動車整備工場が有償での修理代車の貸出を目的として許可を取得することも多いことから、県内のレンタカー事業者数は年々増加傾向にある。



5. トラック事業の概況

令和7年3月末現在の県内のトラック事業者は、一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者を合わせて501者、7,406両となり、貨物軽自動車運送事業者は1,675者、3,137両となっている。令和6年度に新たに許可を取得した一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者は7者、事業廃止をした事業者は11者、合併をした事業者が1者であり、令和5年度と比較して、事業者数と車両数はともにやや減少となっている。



「トラック輸送における取引環境・労働時間改善長崎県地方協議会」の取組



平成27年度に、学識経験者、トラック運送事業者、荷主を含めた関係者で構成される「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を設置。

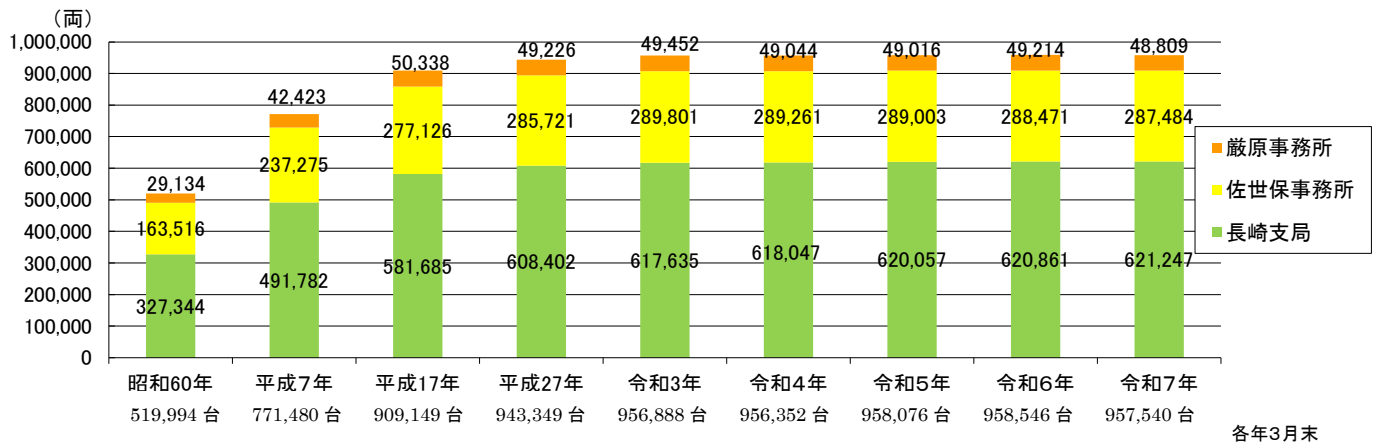
長崎県においても地方協議会を設置し、令和6年度までに計16回開催している。

長崎県内では特に農水産物の輸送量・輸送頻度が高いことから、長崎地方の特徴に特化した調査を実施し、農水産物流について、トラック運送事業側と荷主側の双方から現場の実態や変化、課題に対する対応策について報告、議論を行うことで、今後の改善が進められると期待される。

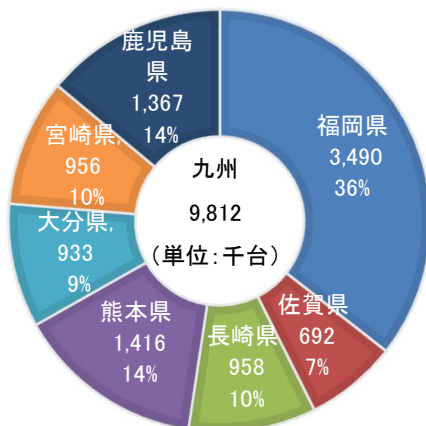
1. 自動車登録の概況

自動車の登録制度には、所有権を公証する民事上の目的と、保有実態を把握する行政上の目的という二つの役割がある。また、半導体等の供給制約は令和5年以降、一定の緩和が見られる一方、令和6年においては認証不正問題や自然災害等の影響により一部メーカーで生産調整が継続したところである。令和7年3月末時点においても、世界的な需要動向の変化や部品供給の不安定性に起因する新車生産の不確実性はなお残存しているが、国内の自動車保有台数について大幅な減少は確認されていない。

管内の事務所別保有車両数の推移



管内の保有車両数の動向

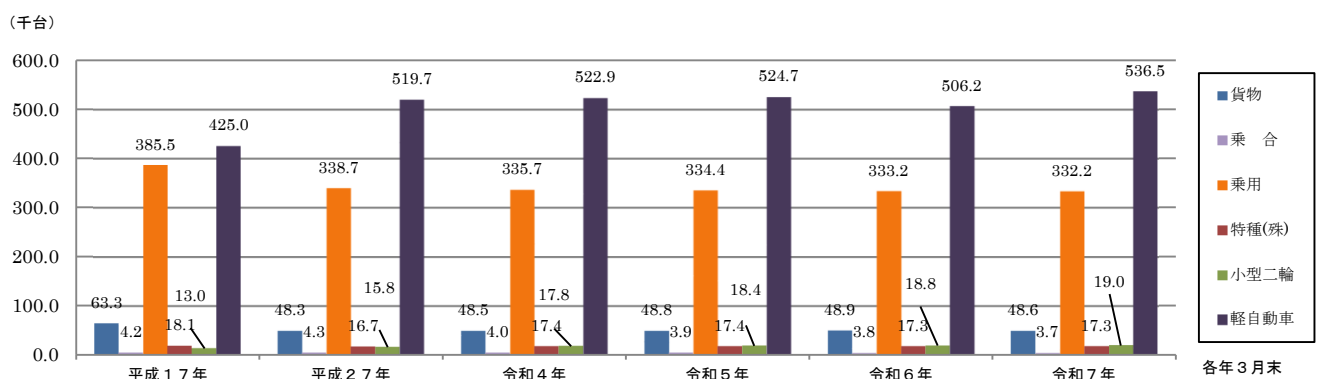


本県の保有車両数は令和7年3月末現在約95万8千両で、全国の1.16%。九州管内では9.8%を占めている。

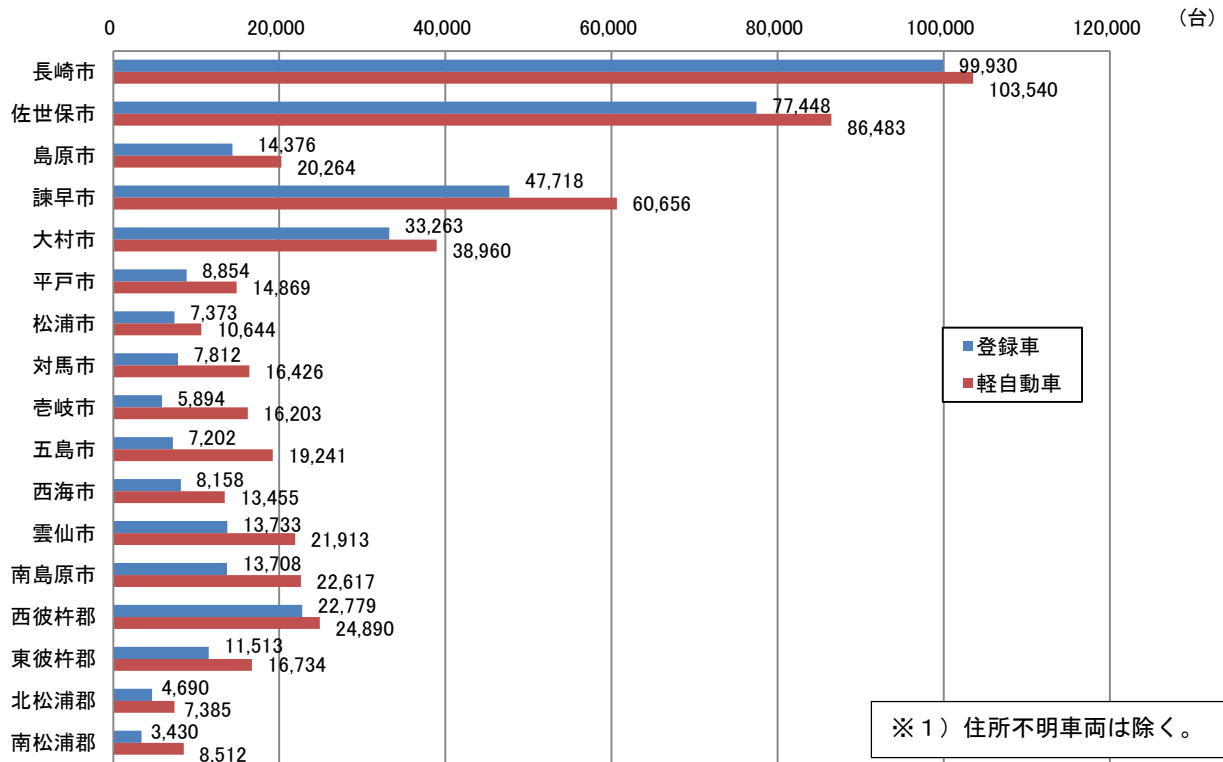
保有車両数の割合として、長崎運輸支局が64.8%、佐世保自動車検査登録事務所が30.0%、厳原自動車検査登録事務所が5.2%となっている。

※保有車両数データ（令和7年3月末）

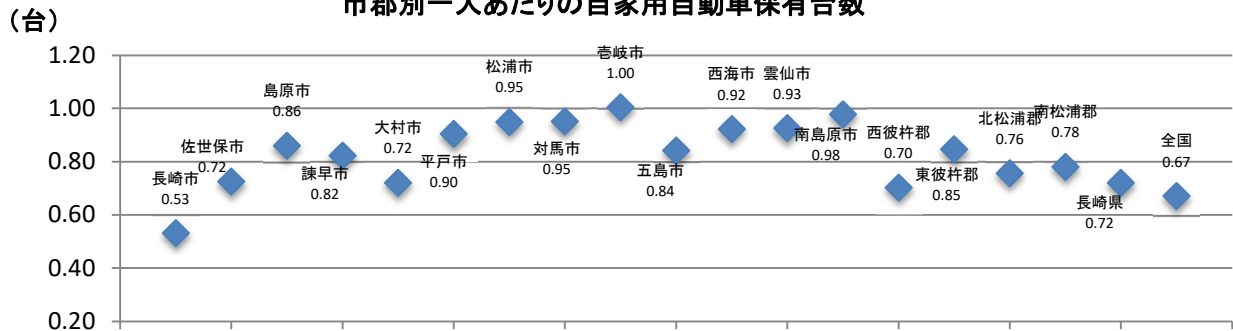
用途別保有車両数の推移



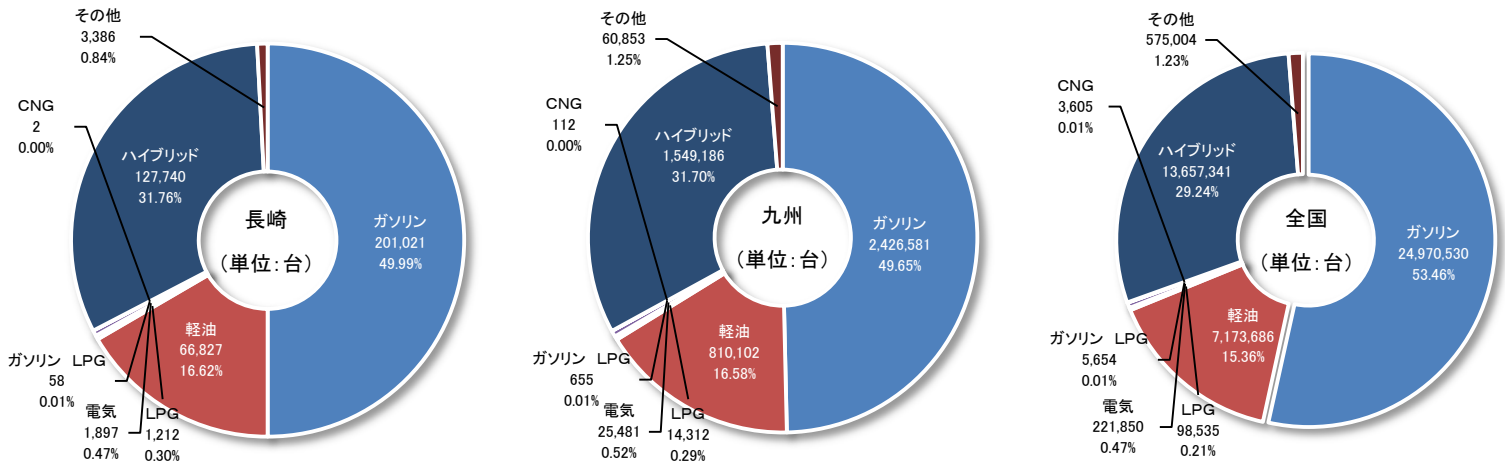
市郡別自家用自動車保有台数



市郡別一人あたりの自家用自動車保有台数



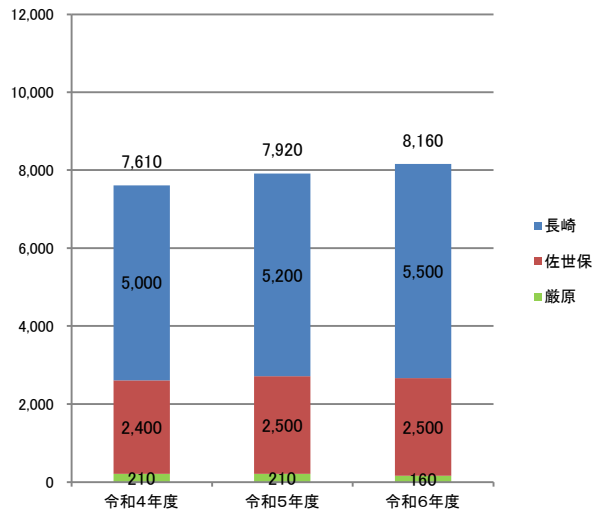
燃料別エコカー等の割合



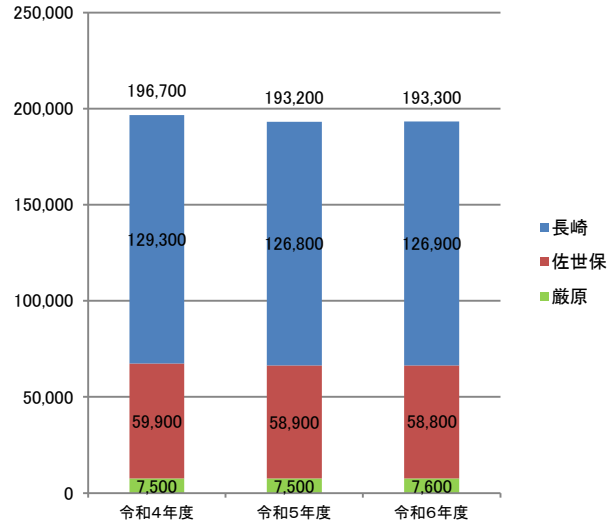
1. 自動車検査業務の概況

自動車の安全性確保と公害防止を図るため、新規検査、継続検査、構造等変更検査などを実施している。

新規検査件数の推移



継続検査件数の推移



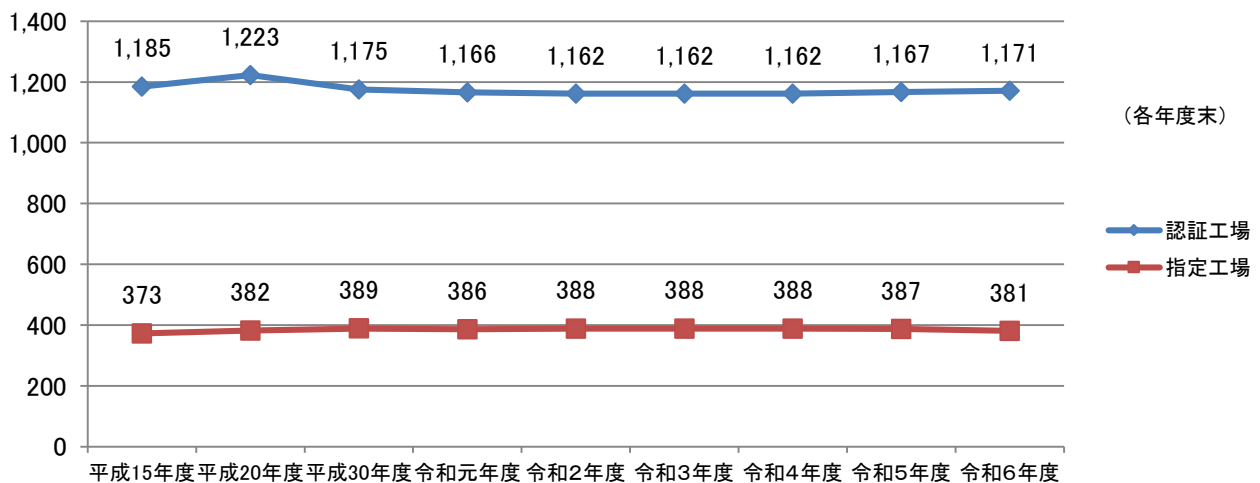
2. 自動車整備事業関係業務の概況

自動車特定整備事業の「認証」を受けた事業場は、令和7年3月末時点で1,171事業場となっており、指定自動車整備事業の「指定」を受けた事業場は381事業場となっている。

指定整備工場で行われる継続検査の割合は全継続検査のうち、約75%を占めている。

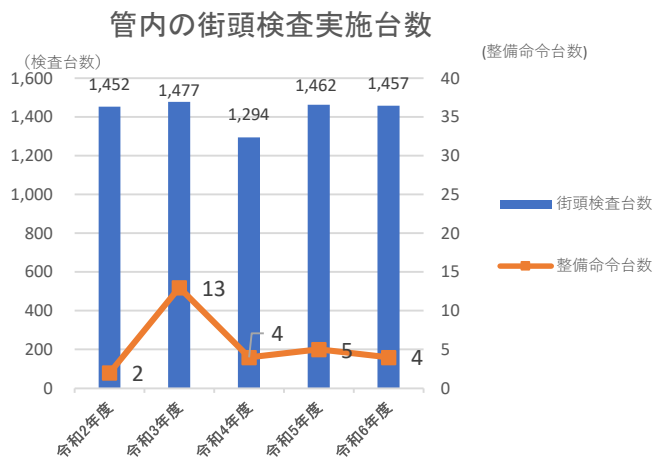
管内の認証事業場数及び指定事業場数の推移

(事業場数)



3. 街頭検査に関する実施状況

交通安全運動期間中などに街頭検査を実施し、また、運輸支局・自動車検査登録事務所構内の車両についても、適宜、構内検査を実施しており、不正改造車・整備不良車の排除に努めている。



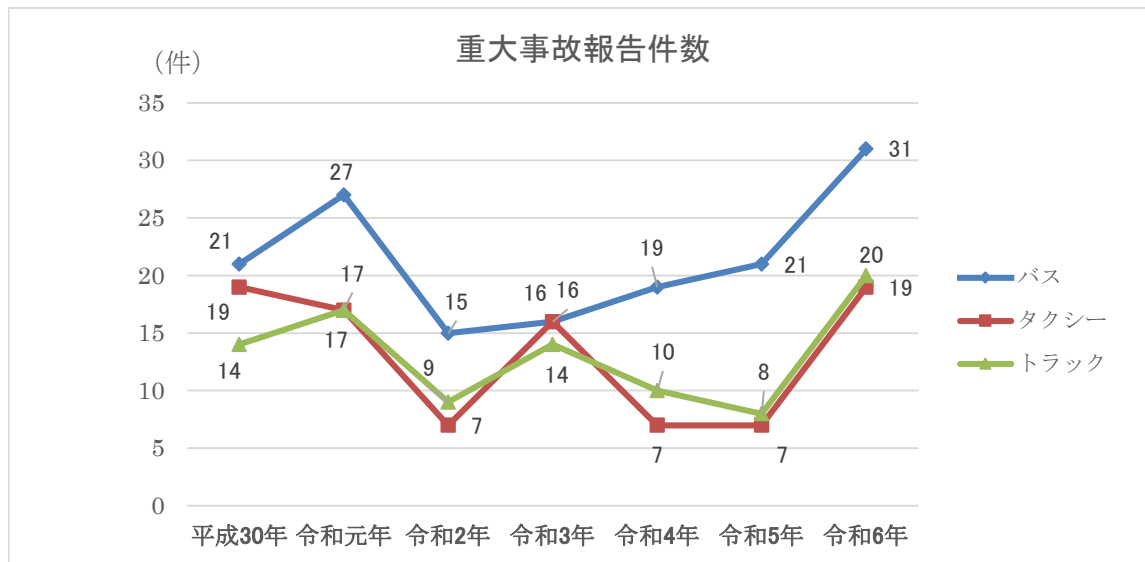
※検査台数は街頭検査、構内検査を合わせた台数



街頭検査を実施している様子

事業用自動車の重大事故

長崎県内の事業用自動車を運行する事業者は、重大事故が発生した際に「自動車事故報告規則」に基づき、長崎運輸支局に事故報告を提出しなければならないこととなっている。



総務企画担当

名 称	郵便番号	住 所	代表者名	電話番号	FAX
長崎港「海の日」協賛会	〒850-0031	長崎市魚の町 4-1 長崎市 まちづくり部 都市計画課内	鈴木 史朗	095-829-1169	095-829-1168
(一社)長崎県旅行業協会	〒850-0874	長崎市魚の町 3-33 長崎県建設総合会館 4 階	前田 寛信	095-825-2100	095-825-2700
(一社)長崎県観光連盟	〒850-8570	長崎市尾上町 3-1 長崎県庁 5 階	嶋崎 真英	095-826-9407	095-824-3087
(一社)長崎国際観光 コンベンション協会	〒850-0862	長崎市出島町 1-1 長崎出島ワフ 2 階	村木 昭一郎	095-823-7423	095-824-9128
(公財)佐世保観光 コンベンション協会	〒857-0863	佐世保市三浦町 21-1 JR 佐世保駅構内	辻 宏成	0956-23-3369	0956-23-6750
長崎県倉庫協会	〒850-0862	長崎市出島町 2-13 長崎倉庫(株)内	平田 純一郎	095-823-4590	095-893-8120
長崎県冷蔵倉庫協会	〒851-2211	長崎市京泊 3-3-1 関連棟 B-1	阿部 浩明	095-850-8501	095-850-8526

運航担当

名 称	郵便番号	住 所	代表者名	電話番号	FAX
長崎地区海運組合	〒850-0035	長崎市元船町 6-6 松尾ビル 305	日向 啓	095-822-0946	095-822-1711
長崎旅客船協会	〒850-0035	長崎市元船町 16-12 (九州商船ビル3F)	村木 昭一郎	095-822-1300	095-822-3043
長崎港運協会	〒850-0961	長崎市小ヶ倉町 3-76-120	中部 憲一郎	095-834-5255	095-878-9400

船舶担当

名 称	郵便番号	住 所	代表者名	電話番号	FAX
長崎県造船協同組合	〒850-0034	長崎市樺島町 2-11 造船組合ビル	古口 裕紀	095-822-2483	095-826-0314
長崎県金属工業協同組合	〒854-0063	諫早市貝津町 2148-2	光武 直哉	0957-26-1900	0957-26-0064
協同組合三菱長船協力会	〒850-0063	長崎市飽の浦町 1-1 三菱長崎造船所構内	三浦 学	095-861-6543	095-862-6712
長崎漁船装備品工業協同組合	〒850-0961	長崎市小ヶ倉町 3-81-2	富永 匠	095-878-4156	095-878-4157
島原ドック協業組合	〒855-0832	島原市湊町 5-2	中村 光考	0957-63-3851	0957-62-7006
長崎県アジア産業交流協同組合	〒852-8132	長崎市大橋町 10-22	本田 郷之	095-841-7622	095-841-7633
九州船用工業会長崎支部	〒850-0933	長崎市西琴平町 1-5	川口 淳	095-828-6646	095-822-4162
(一財)日本モーターボート競走会 大村支部	〒856-0834	大村市玖島 1-15-1	池田 清人	0957-52-6194	0957-53-7679
日本小型船舶検査機構長崎支部	〒859-0401	諫早市多良見町化屋 1852-2	白垣 栄一	0957-43-5090	0957-43-5250

船員担当

名称	郵便番号	住 所	代表者名	電話番号	FAX
全日本海員組合長崎支部	〒850-0861	長崎市江戸町 1-18	松本 順一	095-823-7251	095-821-4216
長崎県以西底曳網漁業協会	〒851-2211	長崎市京泊 3-3-1 山田水産(株)内	山田 浩一郎	095-850-4300	095-850-4357
長崎県旋網漁業協同組合	〒851-2211	長崎市京泊 3 丁目 3-1	伊藤 忠光	095-850-4196	095-850-4197
船員災害防止協会九州支部 長崎地区支部	〒851-2211	長崎市京泊 3-3-1 長崎県以西底曳網漁業協会内	山田 浩一郎	095-850-4300	095-850-4357
長崎地区 船員労働安全衛生協議会	〒850-0921	長崎市松が枝町 7-29 長崎運輸支局内	山田 浩一郎	095-822-4403	095-827-4869
株式会社日本海洋資格センター 長崎事務所	〒850-0055	長崎市中町 1-25MJM 中町ビル	中野 隆	095-832-8850	095-832-8110
長崎水先区水先人会	〒850-0843	長崎市常盤町 1-60 長崎港常盤ターミナルビル	西濱 卓己	095-823-6465	095-823-3071

輸送・監査担当

名称	郵便番号	住 所	代表者名	電話番号	FAX
(一社)長崎県バス協会	〒850-0032	長崎市興善町 4-6	嶋崎 真英	095-822-9018	095-826-6411
(一社)長崎県タクシー協会	〒851-0103	長崎市中里町 1576-6	四元 永生	095-838-2664	095-839-8400
長崎県個人タクシー協会	〒850-0834	長崎市上小島 4-4-20	嶋田 志可夫	095-827-5390	095-828-8741
(公社)長崎県トラック協会	〒851-0131	長崎市松原町 2651-3	馬場 邦彦	095-838-2281	095-839-8508
(一社)長崎県レンタカー協会	〒851-0103	長崎市中里町 1576-6	吉本 明浩	095-837-8610	095-837-8614

登録担当

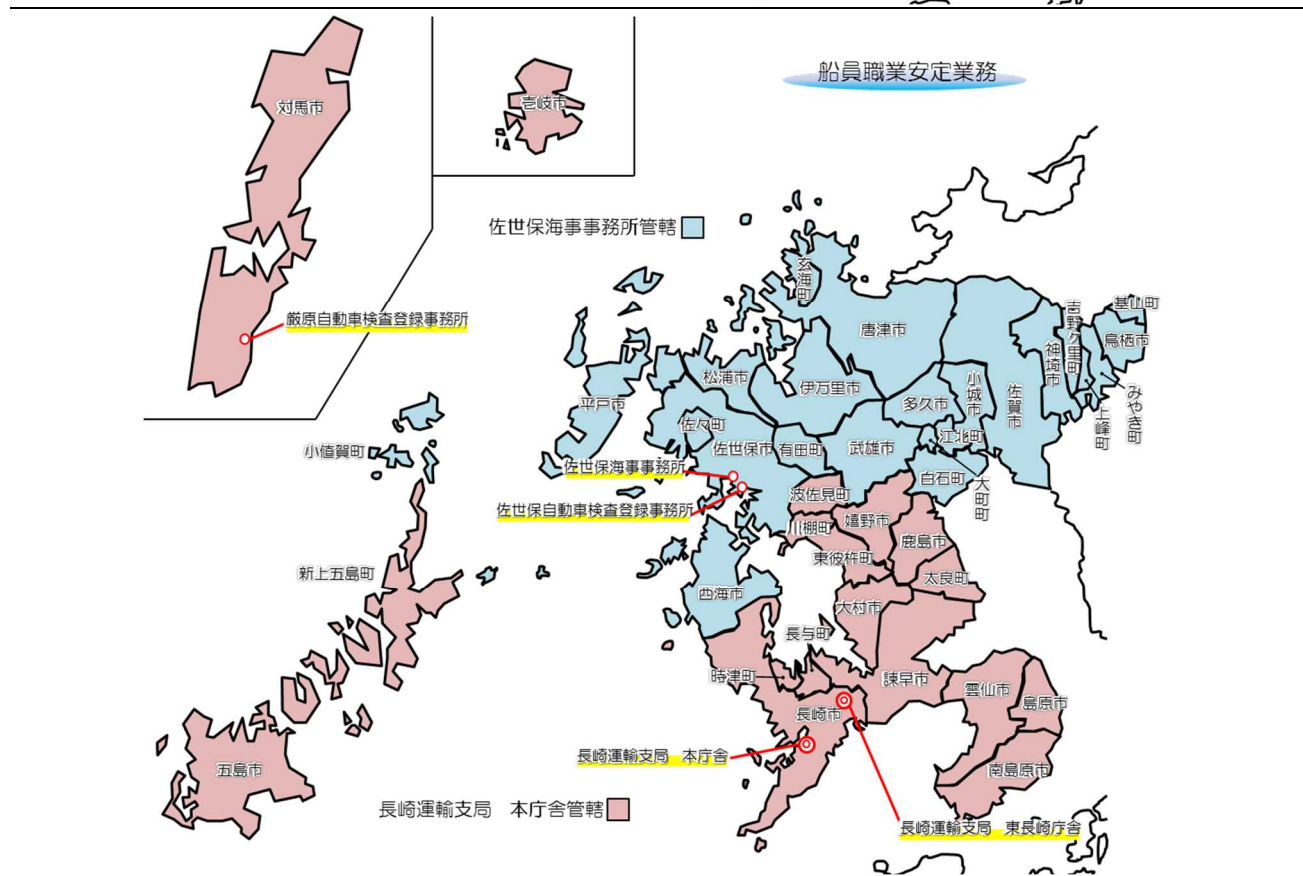
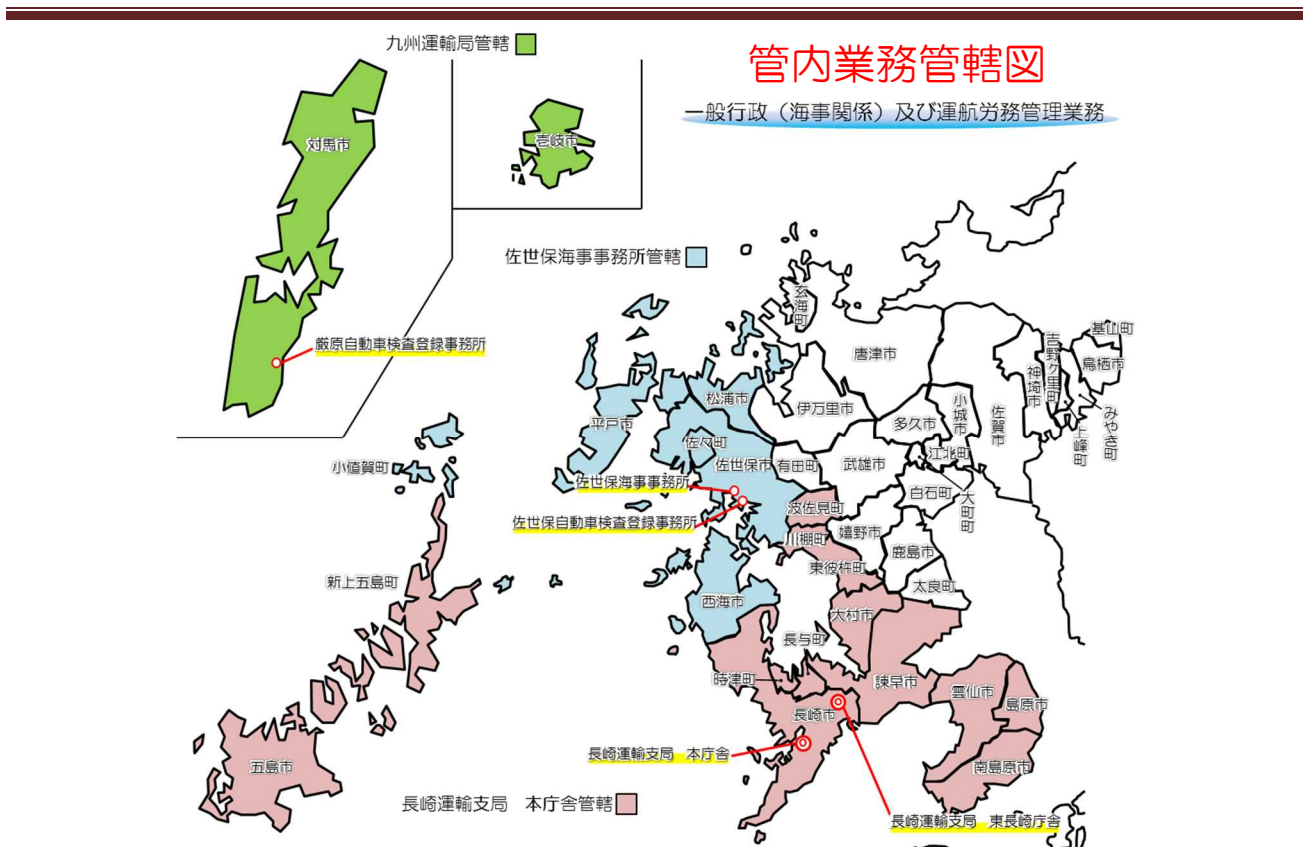
名 称	郵便番号	住 所	代表者名	電話番号	FAX
(一財)九州陸運協会長崎支部	〒851-0103	長崎市中里町 1576-5	井浦 晋	095-839-6534	095-839-3751
(一財)日本自動車査定協会 長崎県支所	〒851-0103	長崎市中里町 1576-7	藤岡 良規	095-839-6878	095-839-6787
(一社)長崎県自動車協会	〒851-0103	長崎市中里町 1576-6	嶋崎 真英	095-838-2244	095-839-3980
(一社)佐世保自動車協会	〒857-1171	佐世保市沖新町 5-1	川添 忠彦	0956-32-2101	0956-32-2103
長崎県自動車販売店協会	〒851-0103	長崎市中里町 1576-7	藤岡 良規	095-839-2611	095-839-2892
長崎県軽自動車協会	〒851-0103	長崎市中里町 1590-3	坂本 浩一	095-838-3244	095-839-3668
長崎県中古自動車販売協会	〒856-0007	大村市草場町 512-3	東 明彦	0957-55-1133	0957-55-4501

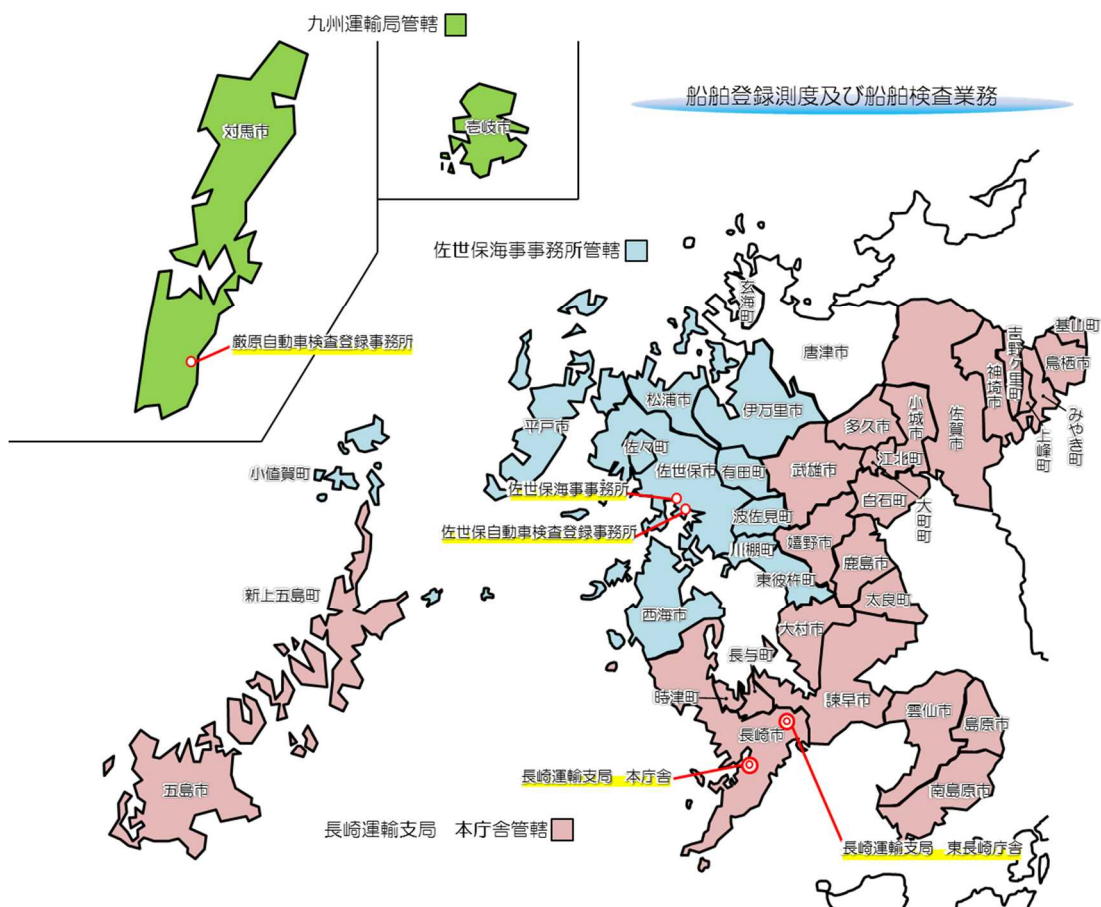
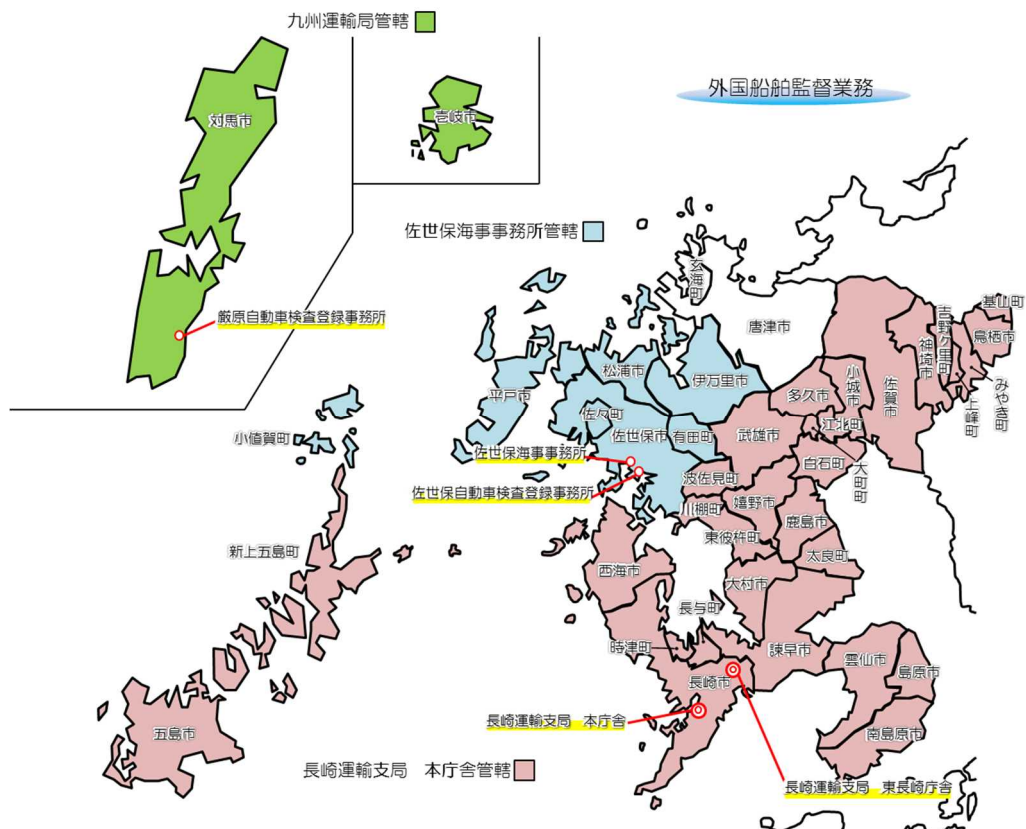
整備担当

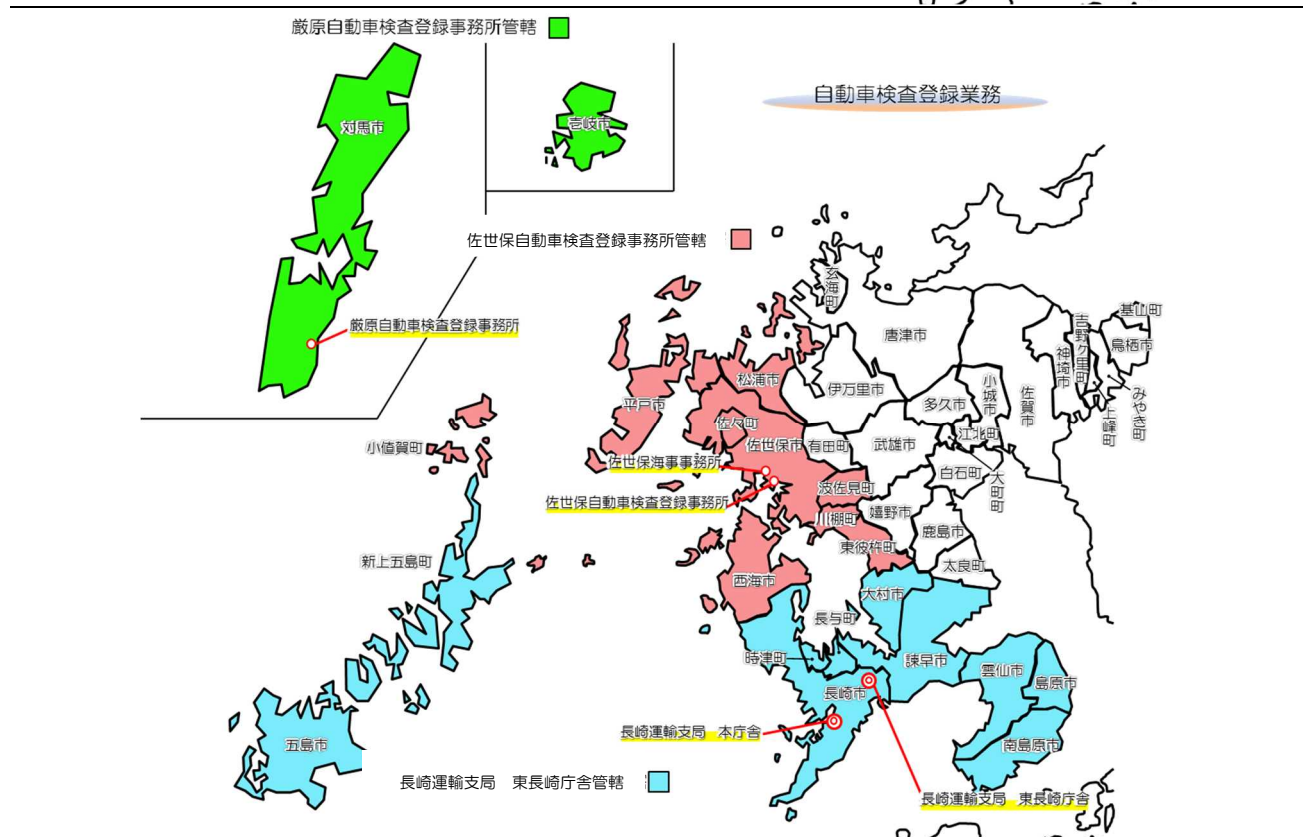
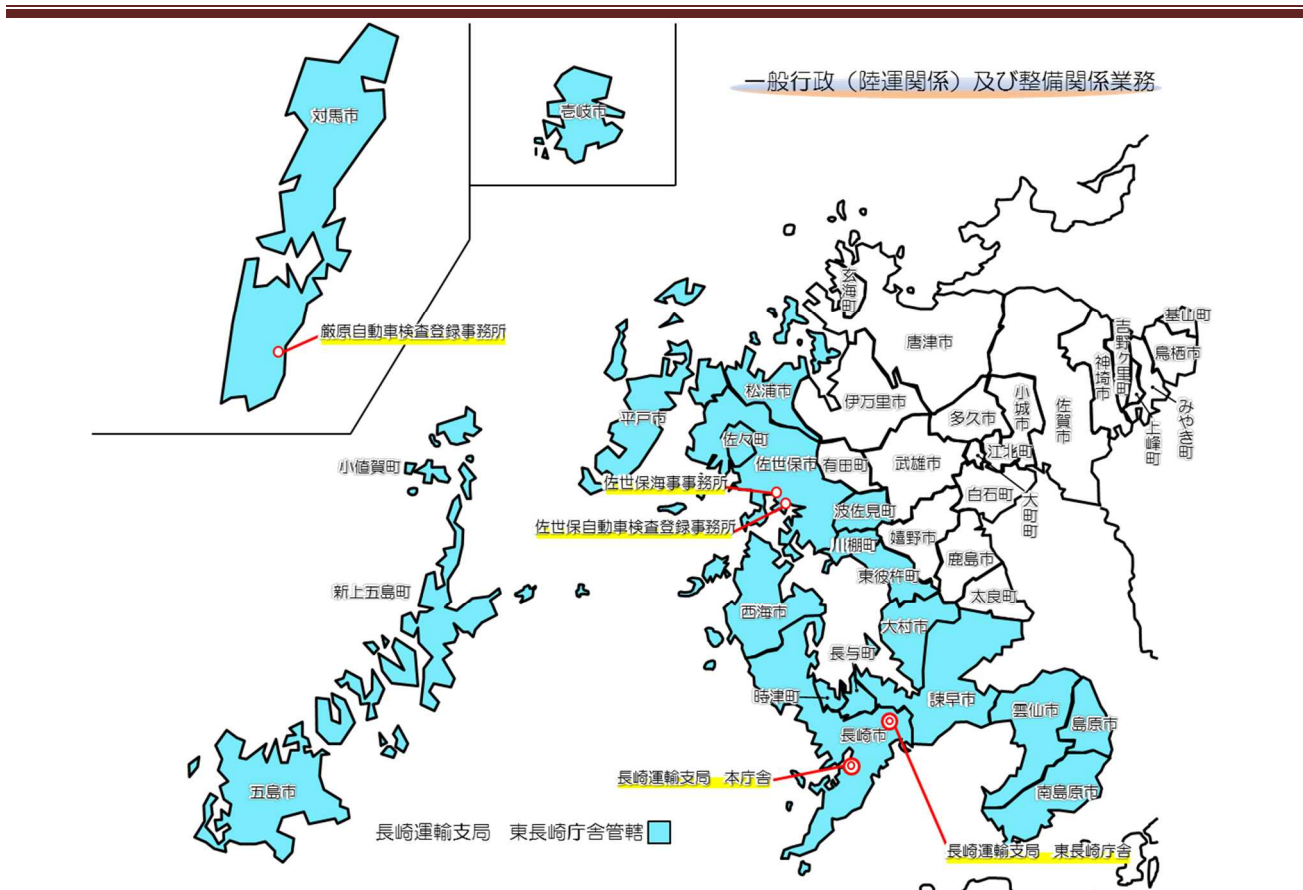
名 称	郵便番号	住 所	代表者名	電話番号	FAX
軽自動車検査協会長崎事務所	〒851-0103	長崎市中里町 1600-2	田崎 秀数	050-3816-1755	095-813-8882
軽自動車検査協会長崎事務所佐世保支所	〒857-1171	佐世保市沖新町 5-1	壇 康広	050-3816-1756	0956-27-8789
軽自動車検査協会長崎事務所厳原分室	〒817-0032	対馬市厳原町久田 645-8	与倉 豊朗	050-3816-1757	0920-53-4312
独立行政法人自動車事故対策機構長崎支所	〒850-0033	長崎市万才町 7-1 住友生命長崎ビル 11 階	福田 善之	095-821-8853	095-821-8854
(一社)長崎県自動車整備振興会	〒851-0103	長崎市中里町 1576-2	川上 清記	095-839-1177	095-839-6692
長崎県自動車車体整備協同組合	〒850-0952	長崎市戸町 2-173-52	濱崎 勝行	095-801-0082	095-821-2562
長崎県自動車電装品整備商工組合	〒857-1165	佐世保市大和町 342-1	古川 健	0956-31-3123	0956-32-7900
(一社)日本自動車連盟長崎支部	〒850-0043	長崎市八千代町 2-13	円田 浩司	095-811-2333	095-829-1333

佐世保海事事務所

名 称	郵便番号	住 所	代表者名	電話番号	FAX
佐世保港地方港湾審議会	〒857-0855	佐世保市新港町 8-1	宮島 大典	0956-22-6127	0956-22-6149
佐世保市海の日協賛会	〒857-0855	佐世保市新港町 8-1	宮島 大典	0956-22-6127	0956-22-6149
佐世保地区海運組合	〒857-0855	佐世保市新港町 8-23	橋本 功次	0956-23-6218	0956-23-6219
佐世保旅客船協会	〒857-0855	佐世保市新港町 8-1	木原 廣道	0956-22-6575	0956-24-1038
佐世保港運協会	〒857-0852	佐世保市干尽町 5-27	辻 宏成	0956-59-6260	0956-59-6261
佐世保地区造船工業協同組合	〒857-0852	佐世保市干尽町 6-3	北村 與志郎	0956-31-5126	0956-31-5196
九州船用工業会佐世保支部	〒859-3241	佐世保市有福町 203-1	水上 陽介	0956-37-9317	0956-37-9318
全国造船安全衛生対策推進本部九州・山口総支部 長崎支部	〒857-8501	佐世保市立神町 1	石田 忠男	0956-25-9114	0956-25-9210
船員災害防止協会九州支部佐世保地区支部	〒857-0855	佐世保市新港町 8-1	木原 廣道	0956-22-6575	0956-24-1038
佐世保船員労働安全衛生協議会	〒857-0855	佐世保市新港町 8-1	木原 廣道	0956-22-6575	0956-24-1038
佐世保水先区水先人会	〒857-0876	佐世保市塩浜町 6-2	林田 嘉信	0956-22-9059	0956-25-1508
(一社)日本造船協力事業者団体連合会九州支部	〒857-2494	西海市大島町 1605-1 (株)大島造船所構内	山外 正人	0959-34-3200	0959-34-5727







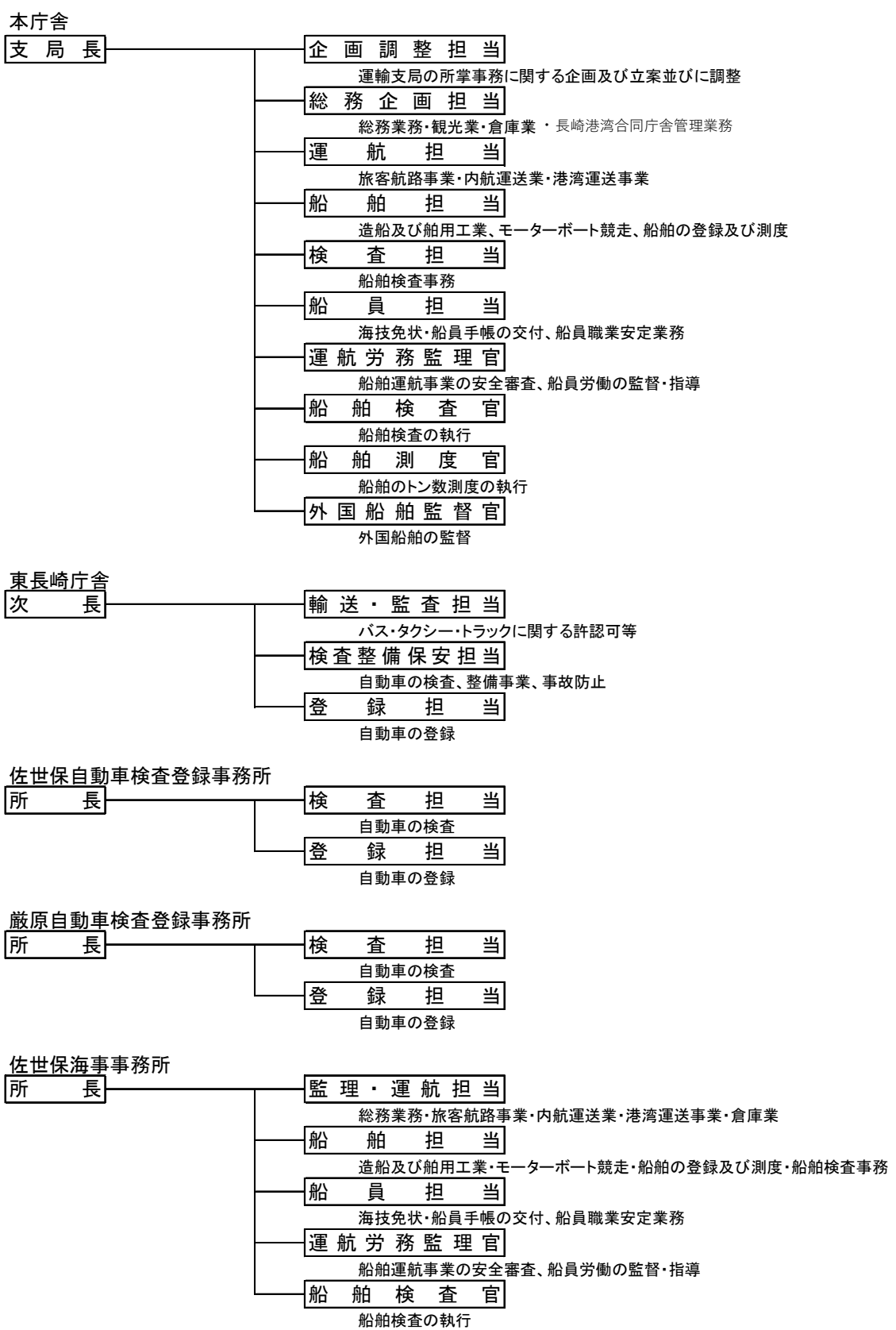
沿革（○印は東長崎庁舎関係）

明治 20 年 4 月	長崎市出島に逓信省長崎司検所が設置され、海員の技術試験及び船舶検査業務を所掌。
明治 24 年 7 月	船舶司検所官制施行に伴い、長崎船舶司検所(逓信省所管)と改称され、海員及び水先人試験、審問、船舶検査、測度、造船監査業務を所掌。
明治 32 年 6 月	海事局官制施行に伴い、長崎船舶司検所が廃庁となり、長崎海事局が新たに設置され、船舶法及び船員法関係業務が所掌に加わる。
明治 33 年	長崎海事局の庁舎を新地に移転。
明治 43 年 4 月	地方逓信監理局官制施行に伴い、長崎海事局は廃庁となり、九州逓信監理局海事部(在長崎)を新たに設置。
大正 2 年 6 月	官制改正に伴い、九州逓信局海事部と改称。
大正 8 年 5 月	官制改正に伴い、熊本逓信局海事部と改称。
昭和 2 年 10 月	熊本逓信局海事部を長崎から門司へ移転、熊本逓信局海事部長崎出張所と改称。
昭和 16 年 12 月	海務局官制制定に伴い、門司海務局が設置され、海事部業務を所掌することとなり、門司海務局長崎支局を設置。
昭和 18 年 11 月	官制改正に伴い、運輸逓信省が新設され、税関業務を合併して門司海運局長崎支局と改称。長崎駅・佐世保・崎戸・勝本の各出張所を設置。
昭和 19 年 6 月	長崎支局に口之津出張所を設置。
昭和 20 年 5 月	長崎支局佐世保出張所は門司海運局佐世保支局となり、崎戸出張所を佐世保支局に移管。
昭和 20 年 6 月	官制改正に伴い、運輸省九州海運局長崎支局及び佐世保支局と改称。
昭和 21 年 6 月	官制改正に伴い、関税業務を大蔵省へ移管。 長崎支局長崎駅出張所を廃止。
○ 昭和 22 年 3 月	鉄道局の地方官署として、長崎市に長崎自動車事務所が設置され、臨時物資調整法に基づく配給事務を所掌。
昭和 22 年 4 月	長崎支局口之津出張所を廃止。
○ 昭和 22 年 5 月	新たに自動車運送事業及び軽車両運送事業の管理事務を所掌。
昭和 22 年 9 月	長崎支局勝本出張所を厳原支局に移管。
昭和 22 年 11 月	長崎支局島原・西有家・口之津・小長井・大村・瀬戸・亀岳・岐宿・福江の各出張所を設置。 佐世保支局相浦出張所を設置。
○ 昭和 23 年 1 月	長崎自動車事務所が廃止され、長崎市羽衣町に長崎道路運送監理事務所が設置される。
昭和 23 年 2 月	佐世保支局に平戸・大島・臼浦・志佐・江迎の各分室を配置。
昭和 23 年 12 月	長崎支局に公共船員職業安定所を設置。 佐世保支局川内分室を配置。
昭和 24 年 6 月	長崎支局小長井・瀬戸・亀岳の各出張所を廃止。
○	運輸省設置法の改正に伴い、地方支分部局として福岡陸運局が設置され、鉄道、通運、倉庫、自動車業務を所掌。
○ 昭和 24 年 8 月	長崎道路運送監理事務所を福岡陸運局長崎分室に改称。
昭和 24 年 9 月	佐世保支局江迎・川内の各分室を廃止。
○ 昭和 24 年 11 月	政令改正に伴い、陸運局分室が廃止され、新たに、地方自治法附則に伴い、長崎県陸運事務所が設置される。

昭和 26 年 1 月	佐世保支局平戸分室を廃止。
昭和 26 年 6 月	長崎支局大村・西有家・岐宿の各出張所を廃止。
昭和 27 年 8 月	公共船員職業安定所は海運局内部組織となり、船員職業安定所と改称。 佐世保支局崎戸・志佐の各出張所を廃止。
昭和 28 年 3 月	佐世保支局臼浦出張所を廃止。 佐世保支局崎戸出張所を設置。
昭和 28 年 4 月	長崎支局稲佐分室を設置。
昭和 30 年 9 月	長崎支局稲佐分室を廃止。
昭和 31 年 1 月	長崎支局島原出張所を廃止し、口之津出張所は分室となる。 長崎支局漁港分室を設置。 佐世保支局大島出張所を廃止。 佐世保支局平戸出張所を設置。
昭和 32 年 7 月	長崎支局に次長を配置。
昭和 33 年 1 月	長崎支局口之津分室を廃止。
昭和 37 年 6 月	長崎支局の庁舎を新地から松が枝町(長崎港湾合同庁舎)に移転。港湾合同庁舎の管理官庁となる。
昭和 39 年 6 月	船員労務官制度が組織化され、専任の船員労務官を配置。
○ 昭和 40 年 4 月	長崎県条例の一部改正に伴い、長崎県陸運事務所厳原出張所を設置。
○ 昭和 42 年 3 月	長崎県陸運事務所を羽衣町から平間町に移転。
○ 昭和 43 年 10 月	長崎県条例の一部改正に伴い、長崎県陸運事務所佐世保支所を設置。
昭和 44 年 4 月	佐世保支局相浦・崎戸の各出張所を廃止。
昭和 44 年 10 月	長崎支局漁港分室を廃止。
昭和 45 年 4 月	佐世保支局平戸出張所を廃止。
昭和 46 年 4 月	長崎支局福江出張所を廃止。 佐世保支局庁舎を干尽町(佐世保港湾合同庁舎)に移転。
昭和 59 年 7 月	運輸省設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、九州海運局と福岡陸運局が統合し、九州運輸局を設置。 九州海運局長崎支局は九州運輸局長崎海運支局、九州海運局佐世保支局は九州運輸局佐世保海運支局と改称。 長崎支局次長を廃止。
○ 昭和 60 年 4 月	道路運送法等の改正に伴い、長崎県陸運事務所は九州運輸局長崎陸運支局、佐世保支所は九州運輸局長崎陸運支局佐世保自動車検査登録事務所、厳原出張所は九州運輸局長崎陸運支局厳原自動車検査登録事務所にそれぞれ改称。
○ 平成元年 3 月	長崎陸運支局の庁舎を平間町から中里町に移転。
平成 5 年 4 月	長崎海運支局に船舶検査次長を配置。
○ 平成 9 年 4 月	組織改正に伴い、長崎陸運支局登録課を廃止、自動車登録官とし、前任自動車登録官を配置。
平成 13 年 1 月	中央省庁再編により、運輸省が国土交通省となる。
平成 13 年 4 月	長崎海運支局に外国船舶監督官を配置。

平成 14 年 7 月	国土交通省設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、長崎海運支局と長崎陸運支局が統合し九州運輸局長崎運輸支局(本庁舎・東長崎庁舎)と改称。 佐世保海運支局は長崎運輸支局佐世保海事事務所へ、長崎陸運支局佐世保自動車検査登録事務所は長崎運輸支局佐世保自動車検査登録事務所へ、長崎陸運支局厳原自動車検査登録事務所は長崎運輸支局厳原自動車検査登録事務所へそれぞれ改称。 長崎海運支局船員職業安定所を船員課に統合し、長崎運輸支局に総務企画課及び企画調整官を配置。 自動車検査独立行政法人が設置され、東長崎庁舎内に自動車検査独立行政法人九州検査部長崎事務所が組織され自動車検査業務等を所掌することとなった。また、佐世保自動車検査登録事務所内に自動車検査独立行政法人九州検査部佐世保事務所が、厳原自動車検査登録事務所内に自動車検査独立行政法人九州検査部厳原事務所がそれぞれ組織された。
平成 17 年 4 月	海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律の施行に伴い、船員労務官を改組し運航労務監理官を配置。
平成 18 年 7 月	組織改正により、課制を改めスタッフ制となる。
平成 28 年 4 月	道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部改正により、自動車検査独立行政法人九州検査部長崎事務所は、独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部長崎事務所となる。あわせて、自動車検査独立行政法人九州検査部佐世保事務所は、独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部佐世保事務所へ、自動車検査独立行政法人九州検査部厳原事務所は、独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部厳原事務所へとなる。

組織図



支局・事務所所在地

○ 九州運輸局長崎運輸支局(本庁舎)

〒850-0921 長崎市松が枝町7-29
(長崎港湾合同庁舎4階)

TEL 095 (822) 0010 企画調整担当
総務企画担当
(822) 2800 運航担当
(822) 4400 船舶担当
船舶測度官
(822) 0073 検査担当
船舶検査官
(822) 4403 船員担当
運航労務監理官
(822) 0260 外国船舶監督官



○ 九州運輸局長崎運輸支局(東長崎庁舎)

〒851-0103 長崎市中里町1368

TEL 095 (839) 4747 輸送・監査担当
(839) 4749 検査整備保安担当
050 (5540) 2083 登録関係コールセンター

検査インターネット予約

<https://www.yoyaku.naltec.go.jp/pc/reservationTop.do>



○ 九州運輸局長崎運輸支局
佐世保自動車検査登録事務所

〒857-1171 佐世保市沖新町5-5

TEL 0956(31)8048
050(5540)2084 登録関係コールセンター

検査インターネット予約
<https://www.yoyaku.naltec.go.jp/pc/reservationTop.do>



○ 九州運輸局長崎運輸支局
厳原自動車検査登録事務所

〒817-0032 対馬市厳原町久田645-8

TEL 0920(52)0829
050(5540)2085 登録関係コールセンター

検査インターネット予約
<https://www.yoyaku.naltec.go.jp/pc/reservationTop.do>



○ 九州運輸局長崎運輸支局
佐世保海事事務所

〒857-0852 佐世保市干尽町4-1
(佐世保港湾合同庁舎3階)

TEL 0956(31)6165

